

1 議 事 日 程 (4日目)

[平成23年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成23年3月10日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	藤 井 雅 之 (2)	1. 同和対策事業への今後の対応と見直しについて 法的根拠のない同事業について、今後の対応策を伺う。 2. 介護保険制度について 厚生労働省が今国会に提出予定の介護保険法改正案(2012年実施)への対応について伺う。
2	渡 邊 美 穂 (4)	1. 小・中学校の教育環境の改善について (1) 12月議会で質問した内容(病気休暇者数に占める精神疾患者の割合)に変化はあったか。 (2) 教師の授業以外の事務軽減に関する取り組みについて伺う。 (3) 新学習指導要領への対応、特に小学校における英語教育の実施方法について伺う。 (4) 図書司書の配置について伺う。
3	福 廣 和 美 (18)	1. 高齢化対策について 高齢者、障がい者等の外出支援について伺う。 ① まほろば号を利用できない市民 ② まほろば号の通っていない所の市民 2. 待機児童ゼロ作戦について 平成23年度における保育所及び学童保育所の現状と今後の見通しについて伺う。
4	小 柳 道 枝 (10)	1. 福岡県立特別支援学校(仮称)の開校について 平成24年4月に大佐野に特別支援学校(仮称)が新設開校すると聞いている。開校に向けての地域住民や市民への周知方法などについて伺う。 2. 姉妹・友好都市の今後について 市制30周年を迎えるにあたり、市民と姉妹・友好都市との交流を深めるための新事業計画などについて伺う。

5	橋本健 (7)	<p>1. 特別支援学級支援員について</p> <p>(1) 学校別支援員の現状について 市内の小学校と中学校には、学校支援員の臨時職員が従事しているが、現在の学校別人員数について現状を伺う。</p> <p>(2) 問題点と課題について 学校生活の介助や学習活動のサポートなど大変苦勞が多いと思うが、問題点と課題について伺う。</p> <p>(3) 福岡県立特別支援学校について 平成24年4月に開校予定の特別支援学校の概要について説明を願う。 また、大佐野の福岡農業高校の敷地内に建設予定ということだが、県から何か本市への協力要請はないのか伺う。</p>
6	中林宗樹 (8)	<p>1. 九州新幹線の全線開通と本市の観光施策について 3月12日に九州新幹線が全線開通するが、本市ではどのような影響があり、対応しようとしているのか観光施策について伺う。</p> <p>2. 小・中学校の読書教育について 読書、本を読むことで読解力や文章力が向上し、積極性や思いやりの心が生まれるなどの効果もあると言われているが、本市では、読書教育はどのように取り組んでいるのか伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番 原田久美子 議員	2番 藤井雅之 議員
3番 長谷川公成 議員	4番 渡邊美穂 議員
5番 後藤邦晴 議員	7番 橋本健 議員
8番 中林宗樹 議員	9番 門田直樹 議員
10番 小柳道枝 議員	11番 安部啓治 議員
12番 大田勝義 議員	13番 清水章一 議員
14番 安部陽 議員	15番 佐伯修 議員
16番 村山弘行 議員	17番 田川武茂 議員
18番 福廣和美 議員	19番 武藤哲志 議員
20番 不老光幸 議員	

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長 井上保廣	副市長 平島鉄信
教育長 關敏治	総務部長 木村甚治
協働のまち推進担当部長 三笠哲生	市民生活部長 和田有司

健康福祉部長	和田 敏 信	建設経済部長	齋 藤 廣 之
会計管理者併 上下水道部長	宮 原 勝 美	教 育 部 長	山 田 純 裕
総 務 課 長	大 藪 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
協働のまち 推進課長	諫 山 博 美	市 民 課 長	原 野 敏 彦
人権政策課長兼 人権センター所長	蜷 川 二三雄	福 祉 課 長	宮 原 仁
高齢者支援課長	古 野 洋 敏	子育て支援課長	原 田 治 親
都市整備課長	神 原 稔	観光交流課長 兼太宰府館長	城 後 泰 雄
上下水道課長	松 本 芳 生	教 務 課 長	木 村 裕 子
学校教育課長	小 嶋 禎 二	監査委員事務局長	関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田 中 利 雄	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告書に従いまして、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

まず、同和対策事業の見直しについて質問いたします。

今議会でも、同和対策関連で住民団体からの陳情が環境厚生常任委員会に送付されており、昨年の12月議会でも、同じ会派であります武藤議員から、太宰府市が行っております同和対策事業についての質問が行われておりますが、市長や関係部長の答弁も踏まえた上で今回質問させていただきます。

国の認識では、既に同和対策は終わったとして地対財特法を平成13年に廃止しておりますが、太宰府市では縮小されてきたとはいえ、一部の対策事業が行われており、時代に照らしてどうなのか、対象外の多くの市民の方から見ると逆差別にもなっているととられる部分もあるのではないのでしょうか。昨年の12月議会の答弁では、現在残っているのが老人医療費、介護サービス費の2つだとありますが、多くの住民の方は、この間、政府が進めてきた社会保障制度の改悪によって引き上げられた保険料、新たに創設された後期高齢者医療制度などの負担増に苦しまれながらも、それらを納付されております。特定の地域だけでなく、それらのサービスを市内全域、市内在住のすべての方を対象に広げていくということも考えていくべきではないのでしょうか。市長は、昨年の12月議会の答弁で、関係運動団体と現在残っている3事業について廃止あるいは縮減に向けて協議を鋭意行っているところと述べられておりますが、12月議会以降の今日までそういった協議は行われたのか、その結果、運動団体からの回答結果はどうだったのか、そして今後、太宰府市はどう対応するのか答弁を求めます。

さらに、太宰府市人権同和問題啓発推進規則に基づき行われている同和問題への啓発活動についてですが、人権啓発という名称ならともかく、議員、職員などを一斉に動員して行うこと

の見直しを求めました。市民生活部長の答弁では、市民への人権啓発を進める上で大きな役割を果たしていると述べられ、見直しについての明言はありませんでしたが、今年はどう取り組みを行われるのか、名称は従来の同和問題の啓発という形で行うのか、それとも別の名称で行うことを考えておられるのか答弁を求めます。

次に、介護保険制度の問題について質問いたします。

政府が今国会に提出予定の介護保険法改正案です。

新聞報道では、明日閣議決定の上、国会に提出予定とありますが、改正案の中に盛り込む方向で具体化が進められております予防給付要支援者向け保険サービスの総合化の概要が2月10日に明らかになりました。その中で、市町村の判断で要支援者を保険サービスの対象外にし、ボランティア任せの安上がりな保険外サービスに置きかえ、給付を削減できる仕組みになっています。厚生労働省は、要介護認定で自立と判定された人も要支援と判定された人も使える総合サービスを新設して、見守りや配食サービスなどを行い、それらは保険外サービスとして実施されている地域支援事業に組み込まれる仕組みになっています。総合サービスを導入するかどうかは、市町村の判断になってきます。仮に導入した場合、担当課や地域包括支援センターの役割が重要になってくると考えますが、国会動向も今不透明な状況にあり、今後の動向も見きわめないといけない部分もあると思います。太宰府市として情報収集など、現在どのような姿勢でこの介護保険法改正案に対応しておられるのか、現状をお聞かせください。

再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 1件目の同和対策事業への今後の対応と見直しについてご答弁申し上げます。

同和問題は、我が国の憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な問題であると認識をいたしております。

ご指摘の地对財特法は、国の財政的支援の根拠法でございましたが、法の失効により国の補助金等の支援がなくなったもので、同和問題が解決したというものではございません。

本市では、法の失効を受けまして、同和対策事務事業評価検討会議を今日まで46回開催をいたしまして、同和対策事務事業の一般対策事業への移行を始め、廃止、縮減に取り組んでおり、今後もこの基本姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。

しかしながら、いまだ同和地区であるか否かの調査やインターネットによる差別的な行為は後を絶たないなど、同和問題が解決したと言える状況ではないというふうに思っております。

市といたしましては、同和地区住民に対する予断や偏見によって引き起こされる差別的な行為や言動にとどまらず、就職や結婚、教育、福祉など生活課題としての同和問題がある限り、それらの課題解決にこれからも取り組んでいく必要があると考えております。

お尋ねの廃止、縮減に向けた関係団体の協議でございますが、3事業のうち同和地区の住民の生活困難な方に対する扶助事業として実施しております老人医療費と介護サービス費につき

ましては、一般対策化は行わず、廃止に向けて関係団体と協議を行っておるところでございます。しかしながら、平成23年度は対象年齢を1歳引き上げまして、引き続き実施をするということにいたしております。

また、運動団体補助金につきましては、筑紫地区4市1町で組織いたしております筑紫地区人権・同和行政推進協議会で各団体と協議の結果、平成23年度からは平成22年度の10%削減で合意を得ておるところでございます。

次に、太宰府市人権・同和問題啓発推進会における研修と啓発活動についてでございますが、基本的には登録をいただいております団体がそれぞれの中で構成員の研修や啓発に計画的に取り組んでいただくこととしております。市は団体から要請があれば研修の講師紹介や市及び市教育委員会が開催いたしております市民講演会や人権講座「ひまわり」の、こういった事業の案内を行いまして、各団体から参加をしていただいております。

また、団体の中には人権まつりや男女共同参画市民フォーラムなどの実行委員会に参加をしていただきまして、啓発活動に加わっていただいております。

なお、啓発推進会の名称につきましては、参加団体のご意見も伺いながら、変更も含めて今後検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、答弁いただきまして、その中で再質問させていただきますけども、市民生活部長の答弁では、この間、平成13年以降も含めて縮小等同和对策事業の縮小を行ってきたということですけども、では、なぜ今、運動団体補助金と扶助事業の2つですね、言われましたけども、なぜ扶助事業の2つだけは今も残っているという形になっているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 先ほども申し上げましたように、同和对策事業事務事業評価検討会議の中で、基本的には44事業の見直し、こういったものを行ってまいりました。その中で、縮減をしていくもの、あるいは廃止をするもの、こういった方針を立てまして今日まで取り組んでおります。その中で、私どもも鋭意縮小あるいは廃止に向けて団体とも協議を重ねておるところです。しかし、まだまだ廃止等行ってきた中で、最後に、この今申し上げました扶助事業の2つの事業、それと補助金、この分が残っておるといような状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それに関しても、縮小の中で、要は今、市民生活部長の答弁、縮小の部分を理解すると対象の年齢が1歳引き上げられたというようなことがその縮小の中に含まれてくるのかなと思うんですけども、じゃあ逆にその対象の年齢をですね、引き上げたことによって、どのくらいですね、この扶助事業の対象になる方が減られたのか、1歳引き上げられたという答弁先ほどありましたけども、具体的な人数がわかるようでしたら答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） まず、年齢を引き上げたことによって対象人員がどれくらい減少するかということですが、基本的に今、平成22年度です、老人医療費と介護サービス費の推移の分ですが、老人医療費については、対象者が今34人という形になっております。この分につきましては、新たな部分で今のところ平成23年度はそう人数が変わらないと、現状維持程度でいくのではないかとこのように思っております。

それから、介護サービス費につきましては、3名ということで、これも今の対象者が亡くならない以上は同数で見込んでおります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、具体的な人数が明らかになりましたけれども、対象年齢を引き上げたといっても、結局はその対象になる方の人数は変わらないということでは、これ、果たして本当に縮減されたと言えるのかなというふうに、私は正直、今の答弁聞いて疑問に思うんですけども、逆に視点を変えて、この扶助費の対象のサービスをですね、特定のこの34人あるいはその介護サービスが3名ですか、今答弁ありました方に限定するのではなくて、もういっそのことですね、市内全域の対象年齢のところの方すべてに対象に行えば、逆に私はそういった逆差別的な部分としてとられることはなくなるんじゃないかなということを感じるんですけども、実際に昨年7月、8月と共産党市議団のほうで市政アンケートを市民の方にお問い合わせしましたけれども、とりわけ高齢の60代、70代の方からの回答の中では、国保の支払いが大変だとか、後期高齢者医療制度の保険料を払うのが大変だというような、そういった負担増に関する回答が多く寄せられているんですね。その点からも、私は逆にこの34人あるいは3名の方の部分だけではなくて、市内全域まですべての方に対象を広げて行うことは考えられておられないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 基本的に私どもは、最初の答弁の中で申し上げましたように、同和対策事務事業評価検討会議、この中で廃止という方向性の中で対応してきております。今、議員さんがおっしゃったように、この分が基本的に平成23年度から70歳以上という形になりました。70歳以上の太宰府市の人口、これを見ますと、1月末現在の人口になりますけれども、70歳以上で1万424人という方になります。もちろん所得制限とかそういったものを設けますけれども、これだけたくさんの方がいらっしゃると。そうすると、市の財政ではとてもじゃないがこれを負担できないということになります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 市の財政から、そこは市内対象の方全員に広げることではないという答弁だったんですけども、それならという部分で、私は逆にこの点で思うんですけども、多くの方はきちんと決められた保険料なり、例えば国保なり後期高齢者医療制度の保険料なり、ある

いは介護保険の保険料なりをきちんと、きちんとといいますか、払っておられるわけですね。それで、病院に行かれればその保険料率に基づいて3割なり、あるいは決められた部分を払っておられるわけですが、その部分で見て、逆に34の方がなぜというふうに思ったりはするんですけども、この点について、今年度も行うということですが、じゃあこの事業を実施する上でさまざまと、いろいろ構成団体なりとも話をしているというような答弁も今ありましたけども、具体的にいつになったらこれを完全にやめるのかということ、市としてはその話し合いの中に何か提起等はされているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） まずですね、老人医療費、介護サービス費、これについて、この保険料、これを免除しておるわけではございません。基本的にこの対象者の方々も保険料等は支払いをしていただいております。この方々が医療費なり介護保険料を実際に支払われた、要するに自己負担分ですね、老人医療費で80%ですね、自己負担分の80%、それから介護サービス費で自己負担分の70%、これを扶助しておるということでございます。

それから、これをいつまで続けるのかということですが、私どもも廃止に向けて団体とも鋭意協議をしておるところでございます。その廃止に向けた協議、これが今後調いますとそういう方向になりますが、あくまで団体のほうも、今これが最後のとりでといいますか、私ども廃止をしてきた中で、この部分だけが残っておるといようなことで、なかなか折衝がうまく進んでないという状況でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今の部分の今後もその見直し、見直しといいますか、廃止に向けた協議は鋭意行っていくということで答弁は理解いたしましたけども、その点についてですね、特にやっぱり一般の、私どものアンケートも530通近くの回答を寄せていただきましたけども、その中でもいろいろ各種保険の関係の負担に多くの方が大変な思いをしながらも払っておられたりとか、そういった声も聞いておりますので、その点の部分のことも踏まえていただいておりますね、見直しに向けての協議は引き続き進めたいと思っておりますけども、あと、予算審査資料でも、今回運動団体への補助金のところも出していただきましたけども、今後、この運動団体の補助金のこの関係についてはまた後日予算委員会でも質問いたしますので、基本的なところだけ1点伺いたいんですけども、この運動団体の補助金のところ、今回、補助金の総額とそれぞれの団体の構成の人数も出していただいたんですけども、これは決して運動団体のその構成人数1人当たり幾らとか、そういう形で決まっているわけではないということだけ、確認の意味で答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 予算審査資料の中で今回提出をさせていただきます。その会員数とか、そういう形で書いておりますが、補助金の根拠としてですね、会員数掛ける幾ら

とか、そういう根拠で出しておるものではございません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） はい、わかりました。

それで、さらに同和問題の啓発の問題で質問させていただきますが、市民生活部長の答弁の中で、ちょっと私の聞き漏らしかもしれませんけども、今年の平成23年度はこの同和問題の啓発の部分はどのような名称の部分かという名称の部分が答弁がなかったような私は気がするんですけども、それについてはどう考えておられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） まず、同和問題という言葉でございますが、今はですね、広くは人権という言葉の中に同和問題も含めて、男女差別とか障害者差別とか、そういったものも含まれるような大きな流れとなっております。しかしながら、研修等を行う中ではですね、やはりそれぞれの目的に合わせた名称、これを使う必要があるというふうに考えております。例えば、福岡県でいいますと、7月は同和問題の啓発強調月間という形の中で取り組みをさせていただいております。そういう時期には、そういう内容の講演会なり研修会なりをやると、そういったことで、目的等によりまして名称を使い分けはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） つまり、今の部長の答弁を解釈しますと、県が7月に同和問題啓発という事業を行うから、市も準じて、その名称で行うんだというような答弁なのかなというふうに私は理解いたしましたけども、その同和問題の啓発という部分が、逆にこれは12月にも武藤議員からも質問が出ておりますが、逆に同和問題という形で啓発することで、いつまでたってもその差別がなくならないのではないかという指摘もありますが、私もその点はそうなのじゃないかなというふうに思うんですけども、それについての見解はいかがですか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 私どもはですね、人権問題というもののの中の最たるものとして同和問題というものを基本的にとらえております。人権問題には同和問題を初めとして女性、子供、高齢者、障害者、外国人、そのほかいろんな人権にかかわる問題がございます。人権の問題の根というものは、それぞれ共通するところもありますが、その一つ一つにやはりしっかり向き合い、焦点を当ててですね、取り組んで問題を解決していくということが、人権問題を解決する基本というふうに考えております。ですから、研修会とか講演会とか行う場合ですね、目的やねらい、これを明確にしないと、ただ人権というだけでは非常に漠然とした研修会とか講演会ということになってまいりますので、そういう目的、内容、こういったものによりまして、きちっとその趣旨、目的に合ったテーマ、あるいは内容について話をさせていただくということになります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その趣旨、目的ということだったんですけども、じゃあ、その太宰府市でのそういった具体的な、例えば同和の問題で何か問題といたしますかね、何か具体的なことが起きているのかということをお聞きしたいんですけども、例えば今回環境厚生常任委員会に陳情が送付されておりますけども、その陳情でも福岡県下のいろいろ、立花町での問題ですとかいろいろ述べられておりますけども、そういったものが今、この一、二年という単位で振り返っても、太宰府市の中で何か起きたということがあったんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 平成20年でいいますと、本市に関係するものが2件ですね。筑紫地区を含めると15件ほど発生をいたしております。平成21年につきましても、本市で2件、筑紫地区で19件の報告がございました。内容といたしましては、部落に対する差別発言や賤称語の使用ですね、それからえせ同和行為、それから穢れるとかというような発言も含め、これまでインターネットを利用した差別とか、そういったものが起こっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その部分が起きているということですけども、逆にじゃあ、なぜ起きるのかということをお考えたときに、その啓発のあり方に問題があるんじゃないかというような検証はされましたか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 同和問題につきましてもはですね、今まで私ども話し合いをしておる筑紫地協の中ではですね、自分たちが部落出身だということを示すということで、以前、ゼッケン登校とか、そういうことを明らかにしてですね、部落民であるということを明らかにして、その上で同和問題を解決していこうと、決して隠すことなく知っていただいて、それを理解をいただいてですね、部落問題を解決していこうという基本的な流れの中で取り組みがされております。同和問題について、ある一つの考え方としてはですね、そっとしとけば自然になくなる、要するに寝た子を起こすなというような方法もあるんじゃないかというようなこともございます。しかしながら、私どもはそういう今まで差別を受けてきたことについて、やはり当事者であるということをはっきり明言をしながらですね、なくしていこうということ、そういった基本姿勢にのっとり啓発等行ってきたわけでございます。ですから、今後においてもそういう姿勢の中で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それで、この啓発の名称の部分の問題に関連しまして、12月議会でも副市長のほうから武藤議員への答弁で、早く人権という形に持っていければいいと考えていますというような答弁が副市長のほうからされてますけども、副市長にお伺いいたしますけども、これを具体的にですね、平成23年度以降ですね、どういうふうに持っていこうと考えておられるのか、今現在の状況をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 行政全般ですが、問題を解決をするためには、やはりその問題をまず浮き彫りにする必要があると思います。いろんな問題でですね。今、同和問題が差別がなくならないという問題がありますので、同和問題については表面に浮き上がらせて、同和問題がありますよ、これについてこういうふうな問題についてはどんなふうなことで解決していくかという対策を行政として練らなきゃなりません。これは、男女問題も同じですし、障害者問題も同じです。特に障害者問題も、昔は家の中に閉じ込めて表に出さない、それがその家庭での大きな課題です。それをやはり社会全体で支え合っていこうというふうにするには、やはり障害者がここにこれだけの方がいらっしゃいます、こういう障害を持っていますよという形を浮き彫りにして、それに対して行政がどういう対策をとるのかということで、今度は後で教育の問題で支援学校の話も出ますけども、そういうふうに行政としてやっっていこうという仕組みづくりであります。同和問題も同じような形で、やはり浮き彫りにいたしまして、そしてそれに対して対策をどうするのかということで、特別措置法ができて、財政的な支援をもらってやってきました。ある一定の環境整備というものについては、財政のおかげでいろんな工事ができまして一定の改善ができたというふうに言われてます。しかし、まだまだ結婚するときの問題、あるいは就職するときの問題等がありまして、これは明らかに介在をします。今、差別が残っております。そういうことを中心に、今後は啓発と教育を中心にやっっていこうということで浮き彫りにしたおかげで、今、こういうことをしなければいけないということが目に見えてます。それが、まだまだ解決しておりませんので、まだまだその同和問題についても中心的に解決する方策を示そうということで、同和問題という名前はまだまだ消せないじゃないかというふうに今考えております。私が言ったのは、そういう問題が解決して、同和を使わないような時代が早く来るといいなど。それは、差別がなくなった状態のときにそういうふうに人権だけでいい、そういうふうな思いで前回答弁をいたしております、そういうことに向けて今後も努力を続けていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、副市長のほうからいろいろ経過等も含めてそういうほうに持っていければいいというような答弁はありましたので、私もそれは同じでございます。差別がなくなっていくというのは当然の社会だと思いますので、そういった部分でいろいろ見解の違いの部分もそこまでの過程の中で若干あるのかもしれませんが、そういった方向に早く向かうようにですね、今、壇上含めて再質問で述べたことも引き続き検討していただきますようお願いいたします、1項目めについて終わります。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 2件目の介護保険制度についてご回答申し上げます。

介護認定審査会におきまして、要支援1及び要支援2と判定された方につきましては、包括支援センターが介護に関する相談及び実際に介護サービスを実施するため、ケアプランの作成

を行っているところでございます。

要支援1、2の判定を受けられた方につきましては、身体的に何らかの支障がある方や認知機能が低下された方などさまざまな要因があり、一律に対応できないことから、個々に対応することを求められているところでございます。

今回、国が示しております改正案につきましても、さまざまな事例に柔軟に対応するため、介護予防事業を実施していくことを目指す内容であり、一律に対応することを求めているものではないというふうに考えていますが、国会における審議がなされていない段階であることから、正式に方向性が示された段階で、関係機関との情報交換等を実施しながら検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、答弁いただきましたけども、その中で方向性が具体的にもうちょっととなってから考えていくということでしたけども、じゃあ現状の認識では、壇上で述べました総合サービスを導入するかどうかは市町村の判断になるということも言いましたけども、この総合サービスの導入まで含めた判断まで含めて、現状ではまだ太宰府市としては何もこの介護保険法の改正案に対する対応策は、今現在の状況では特別持っておられないというふうに認識してよろしいのでしょうか。市町村の判断になってくるということなんですけども。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 今ご回答申し上げましたように、まだ案の段階で、近日中に一定の方向性とか出されていくかもしれませんけれども、まだそこまでないというふうに思っております。ただ、私どもといたしましては、やはりできるだけ介護のサービスを受けなくて済むような、そんなやり方というのは当然やっていかなくてはいけないと考えておりますから、その視点で取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、健康福祉部長の答弁でもありましたけども、その私が特に懸念するのはですね、この特に介護保険の保険給付の訪問通所介護には全国一律の基準があって、そのサービス内容で介護職員の資格や配置、施設整備、事業者への報酬、利用料というのが決まっているのが今の現状ですけども、それが今回のこの改正案では柔軟な対応ができる仕組みというふうに厚生労働省は言っているんですけども、それでその柔軟な対応ができるという部分で、逆に給付の削減が容易にできるようにということで、そのサービスから排除されていく人が出るのではないかとというような懸念も感じているので、あえてまだ国会の動向も不透明な中ですけどもあえて質問させていただきましたし、その特に、今包括支援センターが市の直営になりまして、いろいろ職員の方等もお話をするんですけども、一手にその介護の特に要支援、要介護1とかそういった部分のケアプランの作成からいろいろ介護サービスも総合窓口になっているという状況で、業務量も大変多く抱えておられる中で、また新たにこの介護支援の問題が出てきたら、そこで働く制度によって、職員の方もそうですし、利用者の方も混乱が起きる

というふうに私は感じましたので質問いたしましたけども、またそれで特に要介護の介護保険法の改正で新たにボランティアですとか、そういった方々の総合サービスを導入するというような内容が含まれているんですね。そうなってきますと、今、地域の民生委員さん、あるいは高齢者支援の取り組みで見守り等も自治会と協力してされてますけども、新たにそういった自治会のそういったサークルといいますかね、そういったところへのボランティアグループの方にも場合によっては負担になる、そういった可能性もありますので、そういった部分で、昨日の清水議員の質問では危機管理というような言葉で質問されてましたけども、これは危機ではないにしても対応策をきちんととっていく必要は私はあるんじゃないかなと思うんですね。仮にこの介護保険法案が通ったと仮定して、その中でどのような影響があるのか、市役所内部で地域包括支援センターに出る影響、それと今現状で行われている高齢者支援などの見守り、そういった地域のボランティアあるいは自治会に出る影響、そういった部分まで含めて細かくですね、対応をしていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、それについて、現状の業務といいますか、業務とあと高齢者支援の部分の対応、地域で行われている部分の事業の整理等の部分までは今されておられますかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 法改正そのもの、それと来年度がですね、介護保険の第5期の事業計画を策定するというふうなところで、平成24年度から新しい3年間の計画というふうになくなっていくわけですね。そういうもろもろある中の、そういうふうな、今現状がどうなのかというのをやはり計画を策定する過程の中で現状分析をしなくちゃいけない。それで、果たして今現在介護保険がどのような形でサービスが出てて運営をされているのか、当然あると思います。私どもとしても、制度がこうだから要支援、要介護になっている方々をですね、手をこまねいていくというのは当然できない。いかにやはりそうならないための手だてをとっていくかということが一番肝要かと思っております。もともとこの現段階、あくまで現段階の案の段階ではありますけれど、厚労省の担当、老健局の課長によりますと、単純にそのような地域に押しつけるとか、そのようなものではないというふうな言葉の中で発言はされているわけですね。ですから、私どもとしては制度、仕組みとしてそういうふうにもしかして変えられるかもしれないんですけど、その仕組みが本当に妥当なのかというところは、現実には即した中でやはりどのような形で対応していくかというのは当然考えていかななくてはいけないというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、部長の答弁で、単純に利用者の方が排除されることはあってはならないというようなことを言われましたので、私もぜひその点に対応はとっていただきたいと思っておりますし、まだ国会の動向がこの法案がどうなるのかもわかりませんが、またこの問題はまだ現在進行形で動いていることでもありますから、この点は、私も4月には厳しい審判がありますけども、6月議会に戻ってこれたらこの点はきちんとやらせていただきたいと思っております。

で、その点いろいろ対応とっておいていただきますようお願いいたします。

以上で一般質問を終わりますが、1期4年間、いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

12月議会で小・中学校の教師の現状について質問いたしました。この中でも触れましたが、先生方の9割以上が、もっと子供と触れ合う時間が欲しいとおっしゃっています。私たちが子供のころは、昼休みなど先生方も児童と一緒に遊び、ともに過ごされていたことは議員の皆様もご記憶があると思います。教師は、授業中だけではなく、休み時間の子供の様子からも一人一人の精神状態や健康状態を判断されています。あの当時は、1クラス50名、60名の児童がいても、先生方にその余裕がありました。今は40名以下の生徒数でも、先生方にはその余裕がありません。

また、本市教職員の病気休職者に占める精神疾患の割合について、全国及び県の平均よりも高い7割を超えているという事実が12月に回答されましたが、これは、職場としても普通であるとは言えません。このような先生方のゆとりのなさや切迫した精神状態は、単に教職員の能力の問題として片づけられることではないと考えます。10年ほど前に詰め込みはだめだということゆとり教育が提唱され、今度はゆとり教育だけではだめだ、生きる力をつけるということで新学習指導要領が今年4月から完全実施されます。これに伴い、現場はこれまでどのような準備を進めてきたのか。また、具体的にどのように実施していくのか疑問が残るところもあり、今回、小・中学校の教育環境について再び質問させていただきます。

まず、本市の教職員の病気休職者数や精神疾患患者数は、2月末現在、どのような数字になっていますか。精神疾患が多い原因の一つは、教師の孤立化があるのではないかと考えます。課題のある児童・生徒や保護者への対応、たびたび改正される学習指導要領に対応した授業の進め方への不安、子供たちが携帯電話やパソコンを使いこなす、それに歩調を合わせた学校のIT化への対応、つまり教師にもその知識や技術が求められるなど、教師を取り巻く環境は急激に変化しています。そういった悩みなどを教師間で気軽に相談できる環境が学校の中にあるのか、この精神疾患の先生の数を減らすための方法について、各学校や教育委員会で俎上に上ったことはありますか。

また、冒頭申し上げたように、教師は子供ともっと向き合いたいのに、その時間がとれない理由の一つである、授業に直接関係ない先生方の提出文書作成などの事務作業についてどのように軽減するか、何か具体的な方法を検討されましたか。

3点目に、新学習指導要領では、主要教科や体育、外国語教育の授業時間が増えます。この

中で、中学校1、2年生は、男女ともに武道を必修化することになっていきますし、小学校5、6年生では、外国語が導入されます。これらは、教えるほうも特別な技量がなければ難しい教科です。武道や外国語といってもいろいろありますが、具体的にどのような体制で臨まれるのか、お示してください。

また、新学習指導要領のかなめになっている生きる力は、読書によってはぐくまれる場合もありますが、本市では図書司書は学校事務職との兼任になっており、図書司書の資格の有無は問われていません。現在、集団下校を行っている関係で、就労時間などの課題はありますが、現場の先生からももっと学校図書室と連携したいという声は上がっています。単に貸し出しなどの手続を行うだけではなく、例えば図書室に来る子供の読書傾向をもとに一人一人に合った本を薦めたり、課題がありそうな場合は担任と情報を共有し、また学年ごとに先生方と連携を図り、授業に合わせた本などを推薦できるような体制を先生方は望んでおられますが、今後実施するお考えはありますか。

以下、再質問につきましては自席にて質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 小・中学校の教育環境の改善についてお答えいたします。

学校教育は、教職員と児童・生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるような教育環境を整えることが大切であることは言うに及びません。特に平成23年度からは、小学校の新学習指導要領が全面実施されますし、平成24年度からは同様に中学校でも実施されます。学校現場と教育委員会が一体となって、教育環境の改善に努力していく必要があると認識しております。

ご質問の詳細につきましては、部長より回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1項目めの病気休職者数に占める精神疾患の割合に変化があるかということについてでございますが、昨年12月1日現在の病気休暇中の教職員は8名で、うち精神疾患と診断されている人は6名でございました。今年の3月31日現在では、病気休暇が1名減り7名でございますが、うち精神疾患の教職員は6名ということで、変わりはありません。

次に、2項目めの教師の授業以外の事務軽減に関する取り組みについてでございますが、教職員の業務改善につきましては、大きな課題であると認識いたしております。各学校におきましては、校務分掌の見直しや不要な業務の洗い出し、情報通信技術機器活用による業務の効率化、会議や研修の内容の見直し並びに回数や時間短縮などに取り組んでおり、これらは今後とも引き続き継続をしてまいります。

次に、3項目めの新学習指導要領への対応、特に小学校における英語教育の実施方法につきましては、平成20年3月に新学習指導要領が告示をされまして、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から完全実施となります。

そのために、平成21年度から平成22年度の2カ年間は、移行期間として新たな教育課程に準

じて取り組んできており、授業時数や内容などを段階的に変更してきております。

新学習指導要領への対応としましては、福岡教育事務所主催の新教育課程説明会や市の研修会による計画的な教員への周知と教育課程編成上での相談や指導を中心に対応してきているところでございます。

中でも中学校における武道指導につきましては、平成21年度から3年間をかけて福岡県教育委員会の武道師範派遣事業を活用し、市内4中学校に地域の武道師範を派遣して、武道学習の充実を図っているところでございます。

また、福岡県教育委員会が開催する武道指導者養成研修会等への参加などを通して、武道の指導力の向上を図っております。

さらにまた、小学校における外国語活動については、福岡教育事務所の計画に基づき、平成20年度と平成21年度の2年間をかけて、学校の中心となって教員を指導していく英語活動中核教員を各校2名養成してきております。

さらに、各学校において英語活動現職研修として、授業指導力向上研修を年間10時間、英語運用能力向上研修を年間5時間計画、実施をしてきております。

また、ALTにつきましては、平成22年度は2名から1名増員し、3名の体制で十分な時間が確保できるように学校を支援するなど、新学習指導要領への対応を行っております。

次に、4項目めの図書司書の配置についてでございますが、学校図書の事務に関しましては、現在、事務補助員が兼務しているところでございます。専門員としての学校図書司書につきましては、調べ学習の資料提供や読み聞かせなど、子供たちが本に接しやすくするためのさまざまな業務を担ってもらうために、その配置についての必要性は十分感じております。今後も職員の配置に向けて、市長部局と十分協議しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） まず、順番にやっていきますけれども、ちょっと3番目の質問にも関連するんですが、今、議員の皆様方のお手元にお配りした資料によりますと、新聞記事なんですが、小学校での外国語授業は、その6割以上が担任の先生が担当するという数値が出てます。そのためにこれまで研修などを行ってこられた経緯もあるようなんですが、この新聞記事にもあるように、先生方は英語指導教育というのを大学で受けられていない方が、特に小学校の先生の場合は多いわけなんですけど、また英語そのものもですね、もうご自分自身が10年以上使っていないとか、20年以上使っていないといった先生方も当然おられると思います。したがって、先



生方の不安というのはやっぱり相当に大きいものがあるのではないかなというふうに推察しております。そして、同様にですね、パソコンもここ15年ぐらいで急速に普及してきたわけなんですけど、先生方、非常にお忙しいので、このパソコンを習得する時間がなかなかとれずに、いまだにパソコンも余り、特にインターネットに関しては余り使えないという先生方も多いのではないかなというふうに私は推察してます。こういった急激なですね、環境の変化に対応するためには、先生方が一丸となって、例えばパソコンが得意な先生、あるいは英語が得意な先生、あるいは経験が豊かな先生、そうじゃない先生、いろんな先生方が一丸となって、皆さんがお互いを支え合うというようなその制度づくりが職員室の中で必要になってくるんじゃないかなというふうに私は思います。したがって、さっきおっしゃいましたように、会議のあり方とかも見直しをしているというふうにおっしゃってましたけども、やはりもっと具体的にですね、筑紫野市はスクールソーシャルワーカーを配置したりしているんですけども、具体的な方法で何か取り組みを今教育委員会のほうでは考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） お答えいたします。

まずですね、英語、それからパソコンの話でございますが、やはりこれは時代の移り変わりですね、確かに大学時代はなくても、現在どうしても必要だということで取り組んでいくという、そういうことが求められている時代だと思っております。パソコンについてはですね、もう今から30年前後ぐらいになりましょうか、一般企業には先に導入がなされましたので、私たちの同級生あたりは、40歳をちょっと過ぎたぐらいでしたけれども、やはりいろんな研修所なんかに行って身につけた、大変困っているという話で、教員はいいなということと言われたことを覚えております。

それはさておきまして、校内でですね、例えば英語だったら英語の堪能な方が中心になってこんなふうな指導をしようと、またパソコンだったらパソコン室に行っていてこうという、そういう研修をですね、校内研修の一環としてやっていただいております。また、英語だったら筑紫地区内でも、特にまた英語の堪能な先生がおられますので、そういう方を校内研修にお呼びして指導法をしていこうというような、技術的な面が中心になりましょうかね、そういう面についての指導は一体となって行っている、そういう経過がございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 先ほどちょっと精神疾患の先生の数は変わらないと、これは長期療養が必要なので変わらないのかなというふうには思うんですけども、やはり精神疾患になられた先生方はそれなりの理由があると思うんですね。なぜそこまで追い詰められてしまったのかという。そういった先生方個々に関しても、教育部、行政として何かケアというか、その後のですね、何か対応はとられていらっしゃるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 精神的なことでお休みになった先生方、どういう状況がですね、それを引

き起こしてんのか、原因といたらなかなか表現難しいですけども、校長等に来てもらってですね、話を聞くんですけども、やはりこれが原因ということが言えるというのは割と少なくてですね、いろんな面が複合しているんじゃないかなということを感じているところです。もうちょっと、やっぱり一番基本的になるのは、何ですかね、声かけというんですかね、人と人の接触だと思いますのでね、そういう面でやっぱり管理職のほうからできるだけ声をかけるとか、また同じ学年内あたりで少しちょっと様子をおかしいという、表現はちょっとおかしいですけどね、そういうことについてはやっぱり管理職のほうに早く言ってするようにという話をしているんですが、これが原因というのを特定するというのはなかなか難しい場合があります。ただ、そういうふうないろんな経過の中で、何かが引き金になっている。ある活動がですね、例えば保護者からいろんなこと言われたというようなことが引き金になっているとか、子供の指導がやっぱりうまくいかなかったことが引き金になっているというようなことは何となくは察することはできるんですけど、そういう状況で、的確な答えになりませんが、状況把握だけは努めているつもりですけども、なかなかできないというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これは本市ではないんですけど、ある精神疾患で休職された先生の週案ですね、週案をこれ、半年分ぐらいお借りしてきて見たんですけども、毎週毎週ですね、月曜日の早朝3時半から7時、午前ですね、午前3時半から7時、この週案の作成、次の週も4時から7時、週案の作成、その次の週も2時半から5時、この週案の作成、その次の週も月曜日の朝、午前5時から6時週、週案の作成、要するに毎週月曜日の朝午前2時とか3時から起きられてこの週案をつくられているんですね。やはりこういった労働ももちろん引き金の一つにはなっていると思いますし、この先生の場合は、12月にも申し上げましたが、この先生もたまたまご自分の担当しているクラスに不登校の児童がいるということで、2日から3日置きぐらいにはですね、毎日毎日朝7時に電話、父が出る、起きてますか、はい、起きてますって、こういった会話を全部この週案に書いておられるんですね。やはりこういった作業をずっと続けておられるということも、やはり一つ私はあるのではないかなというふうに思います。でも、やはりこれはもう児童に向き合う以上ですね、人と向き合っているわけですから、やはりそこはもう先生として、自分の教師としての自覚でこれはやっておられる部分かなと思いますけれども、やはりそういう中でいろんな問題を抱えたり、ご自分の中で悩みがあったりするところをですね、赤裸々といったらおかしいですけども、自由討議のような形で皆さんに相談できるような雰囲気ですね、職場に必要なのではないかなというふうにこれは思います。ですから、先ほど教育長お答えいただきましたけども、例えば病気で、特に精神疾患で休職されている先生については、例えば教育委員会のほうで一人一人に、学校長と一緒にとなかなか答えにくいところもおありになるかもしれませんので、第三者の方がですね、一人一人にやはりケースワーカー的に話を聞くとかですね、そういうふうなケアも私は必要ではないかなというふうに思ってます。これは無理なことではないかと思いますが、できる可能性はありますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いろんな悩みを持ってある先生方がそれを開くというのはなかなか難しい側面があるんじゃないかと思えます。そう考えますときに、いろんな専門的な方々が話をしなくちゃなかなか難しいんじゃないかと思っております。また内部で検討してですね、いろんな先生方がそういうことの払拭と言ったらおかしいですけど、できるだけそういう状況にならないようなふうに取り組みを進めたいと思っております。また、校長あたりとも十分その辺のことについて話をしたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） あと業務分掌の効率化というのをそれぞれの学校等でも取り組んでいるというふうにおっしゃっておられるんですけども、ここにある統計でですね、日本の学校の先生方はですね、ほぼ毎日1つの文書を提出しているというふうな統計が出ているんですね。毎月22枚提出物を平均で提出しなきゃいけないようになってまして、22枚ということはほぼ毎日提出をするんだらうということになるんですが、特に小学校の場合はですね、すべての授業を担当の先生が行っているという状況から考えますと、この文書作成にですね、例えば2時間とか3時間とられるような状況になると、どうしても子供と向き合う時間を減らすか、もしくは残業の時間を増やしてそれに充てなければならないという現状があるんですが、例えば民間企業もですね、当然報告書なんかの作成は必要になっているんですが、その作成に時間を余りにも費やすことが非効率だということで、例えばフォーマットをもう決めてあるんですね。この文章はこういうフォーマットで提出をください。そのフォーマットを決めて、例えばもうA4 1枚にしなさいというようなことで効率化を図るとかですね、私も前、県の交流センターにいたんですけど、学校の先生に報告書をお願いするとですね、本当に5枚ぐらいの報告書がどっと上がってくるんですね。だから、その報告書をつくることにやはり余り時間をとられ過ぎると、やはり本来の子供たちと向き合う時間に影響があるのではないかと思うんですが、こういった大胆な、何というかな、抜本的な書類のフォーマットのつくり方をですね、もう一回検討してみるというようなことはできますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 必要なことだと思っております。ただ、これは教員の性分なのかもしれませんが、やっぱり自分のアイデアと工夫でですね、何かをつくろうというそういうものがあるもんですから、例えばよそのこういうものをそのとおりに書きなさいというような作業はですね、余り好まないもんですから、今言われたように作業に時間がかかってですね、本当、もうここまでは人のでいいから、自分の特色はここだけという話をするんですけど、申しわけないけどそうふうな性分もあるということもご理解ください。できるだけですね、必要なことを簡素化して十分な資料が得られるような、そういうふうな方法を考えていかなきゃならないと思えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もうそれはもうおっしゃるとおりだと思ひまして、そのときやはり県の教育委員会の方もおっしゃってまして、やはり学校の先生に文書をお願いすると物すごい量の文書が来るから、これはやっぱり学校の先生のやはり気質かなというふうなことをおっしゃっておられたんですけど、ぜひそこはですね、やはり意識改革も含めてぜひ行っていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ研修等もそれは行ってください。

それと、前回これ申し上げたんですけど、研究指定校ですね。これについてもですね、特に今年新学習指導要領の実施もありますし、来年は中学校がまた完全実施になりますけれども、そういった状況で非常にまた負担が増える状況の中で、研究指定校を受けること、これが無意味だというふうなことではないんですけども、少なくともその研究指定校を受けることで、通常の授業以外の研究のための授業のまた作成とかですね、その報告書の作成とか、そういったことに時間がとられるわけですから、教師の労働時間とですね、研究指定校を受ける効果についてですね、再度検証してみたいかかかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いろんな面ですね、簡素化を図っていかなくちゃならないと思っております。また、同じ研究した内容をどういう対象に紹介するのか。今まではどっちかというと教員が中心でしたけれども、地域とか保護者の方々にこういうことをやっておりますよというのを公開すると、そういうことを含めてやりたいと思っております。ただですね、研究事業をして資料をつくるというのをいつもかつつもやっているわけじゃないんですよ。教員1年間のうちにですね、せめて何回かぐらいね、きちっと文書を書いて、そして自分なりに一生懸命やったことを人から見てもらったものを指定をしながら次にするというようなですね、それはやっぱりプロとして何もしないといけないんじゃないかなという感じも思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） いや、もうそれはもうおっしゃるとおりだと思っておりますが、一応ですね、今年度特に学習指導要領が新しく変わるということで、学校全体の状況も随分変わってくる場所もあると思っておりますので、少なくともその効果について一度検証していただきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げた外国語の授業に入るんですが、武道については、先ほど武道師範を各学校に配置するというふうにおっしゃっておられましたが、やはり武道もそうですし、外国語も本当に特別の技量がないとですね、特に武道の場合は、先ほど長谷川議員とちょっと話をしたんですけど、下手をすると命にかかわるようなこともありますので、これは非常に慎重に対応しなくちゃいけないと思うんですが、とりあえず4月から実施される外国語教育ですね。小学校の子供たちに外国語を教えるということは、恐らくその文法の解説などではなくて、言葉を丸ごと覚えるというような方法がとられるんじゃないかなと私は類推しておりますけれども、その場合、やはり発音が重要になってきます。先ほどALTを3名にしたというふうなお

話もあるわけですが、ここに新聞記事がありまして、東京都内の学校ですけれども、ALTのかわりにですね、小学校英語活動アドバイザーというのを採用しているような自治体もありまして、ALTはやはり日本語が余りお上手にしゃべれない方もいらっしゃいますので、なかなか教師との連携ですね、教育的な部分での連携というのが非常に難しいという一面、側面も持っていると思うんですが、今後、ALTは今回とりあえず3名に増やされたということですが、いろんな方法を模索してみるというような柔軟性は持っておられますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） おっしゃるようになりますね、やっぱり発音が一番先生は困られるんじゃないかと思っております。一つにはですね、学生さんがおられますのでね、そういう学生のボランティアあたりの拡充を図らなければならないというふうに思っているところです。また、地域、保護者との連携を考えておりますので、保護者の方の中ですね、そういうことに堪能な方もあれば大変助かるなというふうにも思っております。

また、小・中の連携の中でですね、そんなにできないんですけど、中学校の先生が小学校で現に英語の授業をさせていただいているということもございますのでですね、そういうふうな多様な方法をとりたいと思っています。

それで、ちょっと新聞の記事にも関連するんですけど、どうも新聞は、例えば不安をですね、あおるまではいかんけども、あれを読まれたら、あっ、うちの先生、大丈夫かいな、うちの学校大丈夫かいなというような、疑いの目までいかんけど、そういうふうな受けとめ方になるけど、先ほど言われたようにですね、今これまでやっているけど、こういうことしたらもっとできるというふうなふうにプラス思考で書いてもらいますと非常に助かるんですけど、新聞がもうからないのかもしれませんがですね、どうも教育に関してはですね、何か不安をあおるようなですね、また否定するような内容が多いって、こういうものに携わっている者としては非常に残念に思うんですね。例えば、学力なんかも、学力が落ちたときはもう毎日のように書いてますけど、2009年版のいわゆる世界的な学力検査で随分上がっているんですけど、余り、ひょっとしたらご存じないかもしれませんが、新聞も余り出てないと。非行の問題あたりも、非常に今、戦後では最低と言われレベルぐらいに低いんですけども、何か悪さばかりしているような受けとめ方。ちょっと話題がそれまして申しわけございません。そういう多様な方法を考えながらですね、英語活動に取り組みたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今、教育長がおっしゃったように、私もそのこういった新聞記事で不安をあおられた人間の一人なのかなというふうな気もしてはいるんですけども、一部ではですね、電子黒板を使って発音を学ばせているというようなところもあるんですが、本市ではすべての小・中学校に電子黒板の配置はあるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 電子黒板とですね、英語ノートというのはタイアップして、そして発音な

んかも含めて非常に有効な教材の一つだと思っております。実はですね、これ、たくさん購入しようというような話が1回持ち上がって、だったら予算要求をしようというような話をしていたら、いろんな例の仕分けを含みましてですね、ああいう話の中でこれポチャリましてですね、今、補助金がつかなくなったというようなことがあったりしましてですね、なかなかそろえ切っていない、全部にそろっていないというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。これは市長部局のほうになってくるのかもしれませんが、AL T 3名ですね、生の英語が聞けるからいいやというところもあるかもしれませんが、先ほど申し上げたように、やはりAL Tの方、日本語がなかなか疎通がうまくいかないところもありまして、先生方との教育の面での指導という部分ではですね、なかなか難しいところもあるのではないかなと思いますので、ちょっとこれも市長部局のほうで一度考慮をいただければなというふうに思います。

また、済いません、先ほどの新聞記事に戻るんですけども、この外国語授業のために教師が受けた研修の平均時間が6.8時間というふうになってます。当市でも各校2名で中核教員ということで研修を行われたということなんですが、実際全員がその指定された時間を受けられたということなんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まず、英語活動についてはですね、本地区、太宰府市とは限りませんが、筑紫地区のほうでは非常に先進的に取り組んでおりまして、前、いわゆるゆとりの時間という時間がありましたけれども、そういうふうな時間を活用しながらですね、英語活動に取り組んできた経緯がございます。その中にはですね、もう既に1年生から取り組む計画をしたところもございましたりしてですね、今度は5、6年生が必修になった関係でかえって縮小したと、それでは困るというようなところも生じているのも事実でございます。そういうふうなこともありまして、堪能な方といいますか、指導者として適切な方が数多くおられるというのも現状でございます。先ほど申し上げましたように、そういう方々を各学校お呼びしまして、大体去年、今年が中心ですかね、お呼びいたしまして、校内で研修しているというのが現状でございます。

先ほどご質問のいろんな講座みたいなですね、これについては、だれがどれだけ行ったということについては把握しておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。先生方もやっぱり大変お忙しい中でですね、研修を受けられる時間もなかなかとれないところがあるんじゃないかなと思いますけど、さっき申し上げたようにですね、10年、20年、先生によっては使ってない言語をやはり子供たちに教えることについて、仮に研修を受けたとしても五、六時間とか七、八時間程度の研修でやはり子供たち

に教えるということについて不安を持たれている先生も多いんじゃないかなと思うんですが、文科省はですね、今後この外国語教育に対して人員配置の問題ですとか、それに伴う予算ですとか、そういった何か見解を示した経緯はあるんでしょうか。もし示してないとすればですね、例えば各自治体の教育委員会が協力し合って、文科省に対してそういった要求をしようとかというような動きはあるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） このことによって増員といいますかね、人間を増やそうというようなことについての情報は、ちょっと記憶にございません。

それから、これに限りませんけれども、いろんなことについて教職員の増員については、少人数学級とかも含めながらですね、教育長会を通してとかで県または国のほうに要望しているというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これは、図書館のほうに入りますけど、市長部局のほうにも少し関係があるんですけども、本市は図書室を開いている時間、私、予算の資料請求させていただいたんですが、これ、ちょっと見方が余りよくわからなかったんですけど、恐らく昼休みしか今の現状ではあいてないというのが、図書の先生がいらっしやってですね、あいているのは昼休みしかないという現状だと思うんですけども、糸島市ではですね、すべての学校に図書司書を配置して、クラスに問題があって学級に行けない子供を不登校にさせないために図書室で受け入れて、図書室で勉強させたりとかですね、司書の先生と担任が連携して調べる作業、これを図書室で行ったり、図書委員の子供を担任と司書で連携しながら育成して、子供がみずから本と触れ合う時間を増やすことによって読書量が非常に増えたと、飛躍したというような大きな成果を上げています。本市においても親が読み聞かせなどを行っている学校もあると思うんですけども、先ほど部長の答弁についてはですね、配置について必要性は感じていると、今後市長部局との話し合いをしたいというふうにおっしゃっていたんですが、糸島市も終日いらっしやるわけではないんですね。これは、副市長か総務部長がわかりませんが、4時間一応毎日いらっしやって、学校によって例えば午後からだけとかですね、学校によってはもう2時間目からあけるとか、その学校の裁量でとりあえず4時間を有効に活用していただくというような形で、必ず司書を配置しておられます。今後ですね、教育委員会としてはその必要性は感じているというふうにおっしゃっているんですが、予算面が伴いますので、今後そういった検討の余地は市長部局のほうにあるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 図書司書の配置につきまして、ずっと以前私も学校教育担当しておったときには、事務の方と図書の方と2名体制のときもございました。その後のいろんな変遷の中で、現在は事務の補助の人がフォローに入るような形でですね、1名配置になっております。それから、最近の教育の補完性として、図書室の利用、活用といいますか、図書の教育の分も

重要性も言われておりますので、今後教育部のほうからもその必要性は強く要請は来ておりますので、予算との絡みもあってですね、どのような配置がいいのか、今言われましたようなパートの配置もですね、検討しながら今後協議を進めていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 最後に市長にお伺いしたんですけど、この図書司書の配置についてですね。私が拝見する限り、市長も相当な読書家であるというふうに見ているんですけども、やはりその読書の必要性というのは市長もよく感じてらっしゃると思いますし、やはり読書というのは、小さいころからのある程度の習慣づけがないと読書にかかわっていくというのは難しいと思っております。したがって、図書司書というのは、やはり私は非常に重要な役割を担うのではないかなと思っておりますが、市長のお考えはいかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子供の育ちといたしましうかね、形成過程におきましては、やはり読み聞かせというふうなものについては重要です。3歳のときの読み聞かせによって感性といたしましうかね、動物に対しても人に対しても愛情、すべての感性が決まると言われております。やはり読書は大事だと。今、総務部長のほうから話を説明しましたように、一時期等々については、事務補助と図書司書、それぞれ1名ずつ置いておった時期もございました。当時の指導要綱等については、県の単費によって、県費によって図書司書配置というようなのが付則の中でたしかあったというふうに思っております。図書教諭というふうな形の中で、配置はされておるようでございますけれども、市のほうが配置しますのは、その補助というふうな形に位置づけられるだろうというふうに思っております。小学校等のやはり読書等については、必要というふうに思っておりますので、教育環境の整備等々については、あるいは次世代を担う子供たちの豊かな感性を育てていくというふうなことから、読書等は特に重要だというふうに思っておりますので、ご指摘の配置等々については今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 市長さんの答弁の後、失礼いたします。

教育委員会といたしましてですね、これは私個人的なことで、先ほどの英語の問題にしる、司書の問題って、やっぱりこれはきちっと配置すべきですね、お金があるところは配置して、ないところはないというような方法は、私は義務教育は言わないんじゃないかなという考えを持っておりますが、現実問題としてね、いなければ必要性があるわけですが。その中でですね、例えば人的なものとしては、特におってもらったらありがたいなと思うものの一つに、一つには学級の人数を減らすためにどうしたらいいかというような問題、それから今日話に出ていた図書の問題、また現在配置しております特別支援学級等への支援の問題。私、理科を教えよりましたもんですからね、理科、実験助手がおってもらったら非常に助かるなど、そういうことを考えたりというように、人はいろんな方がおっていただくにこしたことはないと思



ております。教育委員会といたしましてはですね、とにかく急いでぜひお願いしたいというので特別支援学級に対する介助とか支援員をお願いして、市長さんのいろんなご配慮で現在になって、おっしゃるように、どの項目もですね、人的な措置をしたいというのは山々ですけれども、それとともに、また大規模改造等も控えておまして、そういうことを踏まえながらですね、市長さんのほうに強くお願いしたいと思っておりますので、そのときにその図書と、今何で手挙げたかという、図書にですね、固定してもらおうとですね、ちょっと動きがとりにくくなるものですから、そういうふうな範囲内で必要性といいますか、そういうことを考えながらお願いしたいと思っておりますので、市長さんの答弁の後でございますけど、一言申し添えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。今、やはり学校ですね、環境改善というのは、私自身がとらえている課題としても急務だというふうに考えてます。やはり、この先生方の病気休職者数、特に精神疾患の多さというのは、やはり看過できない問題であると思っておりますし、子供たちの日々の生活に大きく影響することですから、これはやはり早急に改善をしていただかなければならないと思っております。

先ほど藤井議員もおっしゃいましたが、私もまた6月に質問を許されるような立場になりましたら、この件につきましてもまた皆様方に一生懸命問いただしていきたいと思っております。本当に4年間ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり今回は2項目について質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは初めに、まほろば号について、このバスが走り始めて多くの市民に利用され、今ではなくてはならない存在になっていますが、高齢社会から超高齢社会に入ろうとしている現在、いまだに道路等の問題で運行されていない地域や、地域には路線があるがバス停に行くまでが遠くて利用できないお年寄りがおられますが、今後ますますこのような方が増えてくると思っています。

そこで、今年2月に湯の谷に10人乗りの路線バスが地域の要望と努力により運行されたことは大変喜ばしいことですが、私は市内全体を考えると、デマンド式タクシーが必要になってくると思っておりますが、今現在、検討委員会ではどのようなになっているかをお答えください。また、市長の考えがあればお願いをいたします。

次に、少子化対策、また子育て支援としての保育園、学童保育における待機児童についてお尋ねします。

今年4月開園予定で進められている国分の保育園、私もこれで待機児童の問題が解消の方向

に向かうものと大変期待をしておりましたが、この長引く不況のせいなのか、また若い世帯の数が増えたのか、現状申し込みの数が大変多く、相当数待機児童が出ると聞いておりますが、現状と今後について、学童保育も含めてお答えをください。

再質問については自席にてさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 市長答弁ということでございますけれども、私のほうからご回答申し上げます。

1 件目の高齢者、障害者等の外出支援についてご回答いたします。

道路幅が狭い等の理由により通常のまほろば号の運行ができない公共交通空白地域対策として、東観世区にマミーズ・まほろば号を、また先月 2 月 2 日からはまほろば号湯の谷地域線をそれぞれ運行開始したところでございます。

ご質問のデマンドタクシーは、バス停までに行けないために通院や買い物等で日常生活に困難を生じている高齢者が、安心・安全な社会生活を送るために有効な手法であると考えられています。

デマンドタクシー等検討委員会は、このような交通弱者の外出支援等を検討することを目的として、高齢者支援課、協働のまち推進課、福祉課、経営企画課、都市整備課の 5 課の職員を委員として発足し、平成 21 年 7 月に第 1 回目を開催して以降、現在まで 15 回の委員会を開催し、検討を重ねているところでございます。

本市におきましては、まほろば号との役割分担や費用などの大きな課題がありますことから、現在まで委員会としての結論を出すには至っておりませんが、さらに検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 18 番福廣和美議員。

○18 番（福廣和美議員） いま、デマンドタクシーについて検討されているというお話なんですが、内容について、我々、デマンドタクシーについても幾つかの市に勉強に行ってまいりましたが、予約型という形になるんですが、これは、このデマンドでも前日予約と当日予約ができるというようなところの市もございました。そのデマンドタクシーというものを導入する、しないの前に、その検討の中でこういったものが有効なのかというような観点での検討はされておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） どのようなものが有効なものかといいますか、デマンド交通としてのメリットとかデメリットとか、そのようなものの検討とか、先ほど言いましたようなまほろば号の関係とか、そのような中身で今のところ検討を重ねているような状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 18 番福廣和美議員。

○18 番（福廣和美議員） 今、先ほど言いましたように、高齢社会から超高齢社会に移行しようとしております。いわゆるお年寄りの高齢者の方とお話をする中で数多くあるのが、免許証を

返そうと思っているが不安で返せないという部分があります。一遍返したけども、やはり交通の便が悪くて、今そういったことでの買い物とか病院とか行くのに相当な不安があるという、そういうお話をですね、随分多くの方から聞くんですよ。担当のほうにですね、そういったお年寄りの声というのは上がっておりますか、聞いておられますか。まほろば号担当のほう。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まほろば号につきましては、高齢者あるいは交通弱者と言われる方々の外出支援として一つの目的を持って運行いたしております。その中で、まほろば号につきましては、定時定路線の方式をとっております。日々の業務の中で、いろいろな要望等が出ておりますので、例えばバス停が遠いとかですね、渋滞によって定時運行がされていないとか、それから今ご指摘の買い物に行っても、ある程度の年齢になられてスーパーの袋を持ってですね、買い物するのがつらいということもありますし、そういうこともいろんな要望、ご意見は賜っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 多分、私が今言ったように、自動車の免許の問題とかですね、そういったことでの不安というのは直接的には市のほうには届いていないんじゃないかというふうに思うんですね。何で高齢者社会から超高齢かという、今のお年寄りが抱える問題は、必然的に超高齢化、今から増えていく一方であって、減ることはあり得ないだろうというふうに思っております。運転に不安がある方がかなりいらっしゃる。交通事故の数もですね、当然やはり免許証を返さないということで増えてくる可能性も多いというふうに私は思っております。それと、太宰府の面積は29km<sup>2</sup>で人口が約7万ですが、約もう半数以上が開発によって高台に住んである方のほうが多いんじゃないかと。そういったところから高齢化が進んでいる。そういった面からするとき、やはり買い物に行き帰りがけ、重い荷物を持ってですね、バスに乗っている間はいいけども、そこから家に行くまでの距離、それを持って歩くことが非常に苦勞されていると、そういった声もいっぱい聞くわけですね。そういった面からしたときに、担当のほうにまほろば号でですね、随分苦勞されているんな苦情を聞きながら、改善をしながらやっておられるということによくわかった上で私は言っているつもりでありますけれども、努力はされているというふうに、そのことはわかっておるんですが、ただ、今後の太宰府を考えたときに、やはり新しいものと、まほろば号を廃止するとかそういうことではなくて、融合した形でのですね、こういった高齢者支援の、高齢者だけではなくてもいいんですけども、そういった交通システムというものをつくる必要があるんじゃないかというふうに思っております。

まほろば号のことで言えば、今、都府楼駅前で乗りかえをされておりますね。直行の便もあるというふうに聞いておりますが、そこでの苦情もかなり、今私お伺いしております。余りあちこち、あちこちに飛んでもまずいんですが。

先ほど市長の考え方がということ質問の中に入れとったんですが、そういう高台に住んで

ある方の悩み、そういったものがですね、市長のほうの耳に届いているかどうかというのが非常に、44区回られましたから、そういう声も聞かれているとは思いますが、まほろば号には感謝しているんですよ、みんなね、感謝しているんです。しかし、今後、足が弱ったときの不安というのがかなり多いというですね、そういう現実もあるし、その問題は超高齢社会に入ってしまったとき、あと10年、15年たったときにはかなりの数になるのではないかと。そのときに転居も考えないといかんし、免許証返すべきかどうかという悩みもある。そういった声に対してですね、市長、何かお考えはありますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私どもも市長と語る未来の太宰府ふれあい懇談会等々を44行政区行いました。そして、現在も今、地域に入っております。その中で肌で感じますのは、福廣議員のご指摘と同様でございます。そういったところから、私は常に基本に置いておりますのは、高齢者の超高齢社会になったときといましようか、もう既にその緒についておるといふような状況で感じておりますけれども、いわゆる危機感を持って行政を行っておりますけれども、そうした外出支援であるとか、あるいは医療機関に行かれる際における支援、これは、その高齢者がまだ歩けるといふような、バス停まで行けるといふような前提であるわけでございます。そのことがもっと困難になられたときにどういったサポートをしていくかというふうなこと、これが行政としても、あるいは地域として、あるいは市民力としてこれは考えなきゃならない問題であるというふうに思っております。その延長上にありますのは、いろんな形態はあろうかと思えます。地域の中で支え合う、そういった玄関までというふうな形のものが必要になってくる時期は来るだろうというふうに思えます。どうしても寝込まれて外出できないというふうな方については施設というふうな形、あるいは子供が見るといふふうな形になってくると思いますが、そうした一人世帯であるとか、世の中はさまざまであるわけですから、いろんな形態に支援ができるような体制を整える必要があるというふうに思っております。そういった中においては、デマンドバスもそうですし、あるいはタクシーを雇いながら行うチケット券を配布するとか、あるいは地域力によって支え合う、そのために自治会制度等についても制度化しておるわけでございます。そうしたみずからの問題としてとらえることができるような社会構成といましようかね、地域力、市民力を高めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） はい、よくわかりました。今、今年の2月からですから、まだその結果は出てないと思いますが、湯の谷のバスはどんなふうでしょう、状況は、現状は、利用のほうは。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 湯の谷地域線につきましては、開設に当たりまして議員

各位ご出席いただき、出発を無事終えたことについてこの場をかりてお礼を申し上げたいと思います。利用者数につきましては、まだ運行して1カ月ですけども、今の速報の集計では、1便当たり約3名平均乗ってあるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） まほろば号の新路線でありました高雄のほうはどんなふうですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ときおりの路線ごとの集計をするということでデータを集めるんですけども、たしか予算委員会か何かのときの資料があったと思うのですが、ちょっとお待ちください。平成22年の予算審査資料として提出させていただきました平成21年の乗降調査によりますと、5月12日、16日、17日の火、土、日と行っております。高雄回りの右回りで1便平均、火曜日が3.9人、それから土曜日が4.3人、それから日曜日が3.7人のご利用をいただいております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ここで別に高雄のバスがどうのこうの、湯の谷がどうのこうのという考えでお聞きしたわけじゃありませんけれども、特に湯の谷のほう、10人乗りのバスをですね、導入したというのは、非常に私もいいことであるというふうに思っています。そっから見えてくるものというのもですね、当然あるだろうと思いますし、今後のやはりまほろば号との兼ね合いというのもですね、今伺いますと、10人乗りでもいいのかなという気も、ちょっとした数字だけ見ますとね、そんな気もいたしますし、多いときはまだ多い可能性はあると思うんですけども、いわゆるまほろば号との兼ね合いといいますか、まほろば号のシステムはそのまま残しながら、もう一つのバスというものをですね、バスというかタクシーというか、そういったものが融合できていけば一番いい姿というのがですね、できるのかなというふうに思っているんですね。今、買い物支援からすれば、大野城のほうから協議会が、自主協議会あたりが運行しているのが太宰府のスーパーあたりにも来ているというんですね。そういうことも聞いておりますし、最初に申しましたように、道の問題で入れないところもありますし、そういうところを今後どうするのかですね、道を広くするのを待つのかどうかという問題もあると思うんですね。

もう時間がちょうど12時になってますので、引き続きここで休憩に入ってください結構でございます。

○議長（不老光幸議員） 13時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 午前中の流れから若干飛ぶかもわかりませんが、何点か具体的に聞きたい点がありますのでお伺いします。

初めに、都府楼前駅、特に西のほうから市役所等に来る場合に乗りかえが必要になってまいります。その際に、今1日に1便か2便直行のバスがあるように聞いておりますが、その際に都府楼前駅です、必ずおりないといけないと。そのバスが直接市役所に行くにもかかわらず、高齢者が一度おりて乗りかえをしないといかんということをお伺いしております。これが、非常に高齢者にとってですね、苦痛になっているということですが、これは、そのバスの運行上、運行、何か決まりが、規則があるのかどうか、必ずおりないといけないのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 平成20年4月から、それまでの北谷から関屋、あるいはそのバスが西のほうにも回るというような、いわゆる走行距離で長大路線と言っておりましたけども、そういう運行形式をとっておりました。ご存じのように、まほろば号が遅れるんじゃないかと、交通渋滞の中で定時運行ができない状況でした。その遅れが20分、30分というような状況で、利用者の方々に大変なご不満がございました。その解消策としまして、先ほど言いました平成20年4月に乗り継ぎ制度を導入しました。これは、短い路線の中で回るということと、一定の太宰府から関屋間の交通渋滞を避けて、西のほうは西のほうで回る、水城のほうは国分で回るというのをやっております。そのことで遅延あるいはそういう利便性の苦情が相当数当時あったんですけども、平成20年4月1日から乗り継ぎ制度を導入しまして、そういう苦情についてはもう極端になくなったということ。ほとんど苦情がないということでしたけども、その中でも今、議員ご指摘のように、何便かはですね、乗りかえをしなくてもそのまま行けるダイヤにもなっております。それから、接続したダイヤも工夫して置いております。その辺は台数の関係があつてですね、かなりデリケートな対応しなくちゃいけないんですけども、ご指摘の乗りかえなくて行ける方向の便についてはですね、現在は西鉄との協議の中で運転者に申し出ただけであればですね、そのまま乗っていただけるようにはなっております。そのままおりなくてもそのまま乗っていただいて結構だということです。自分が行きたい方向に乗っているバスであればですね。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ちょっと聞き取りにくかったんですが、運転手が、何て言われたんですかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 具体的に言いますとですね、例えば平日の西鉄都府楼前駅のやつが、例えば西鉄都府楼前駅に12時29分に着くようになっています。それは、次、大佐野回りに12時30分発のになるようになっているんですね。だから、1回全員一たんおりてもらって、そして次の路線に入るというような形式でしたので、当初はおりていただくというよう

なことをとっていたようです。しかし、やはり利用者の利便を図るということで、同じ、自分が行きたい目的のその乗り継ぎ便であればですね、そのままおりなくても乗ってもらって、あそこの駅前広場をぐるっと回ってまたそのまま行けるということになっております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） はい、よくわかりました。今、部長が説明されたとおり、先ほどの質問に入る前の回答はですね、私もそのとおり市民の皆さんには説明はしております。その上でこういう質問がですね、だから、そのいわゆる乗り継ぎの問題については大変厳しい問題だろうと思いますし、難しさがあるというのも私もよくわかっておりますので、その点は今日は論議の中に入れるつもりはございませんので、よろしく申し上げます。今の回答でよく今の問題についてはわかりました。

それともう一点は、今回、湯の谷の路線が入って、各地域、地域ごとにいろんな手をされておりますが、私は太宰府の面積、人口からいってですね、よそのところに比べて一番全体、全市的に何かやろうとするのに一番いい面積であり、人口ではないかなというふうに思うんですね。ですから、今やられていることが悪いってことじゃなくて、全市的にその10人乗りバスをですね、利用するにはどうしたらいいかということもですね、今の問題も当然、渋滞の問題もありますけれども、やっていただきたいなという、考えていただきたいなということがあります。今現在、最初に言いましたように、バスが通ってないところ、それからバス路線はそれからその地域にはあるけども、そこから外れている部分というのがあります。それはもう、水城でいえば、大野城との境のほうには全く行きませんので、相当歩いてかかる。国分台もそうであります。それから、つつじヶ丘もそうであります。西校区のことばっかり、西のほうのことばかり言うようでありますけれども、そういったところをですね、今後どうしようとされているのかですね。まほろば号が行ってますから、その兼ね合いというのは非常に難しい問題であろうというふうに私も思うんですけども、難しい問題であるからなおさら、市のほうで勉強していただいて、何とかそこの市民にもですね、まほろば号が利用できるような形に、今回の湯の谷の10人乗りもまほろば号ですからね。従来のまほろば号という考え方だけではなくて、いろんなことをぜひ考えていただきたいというふうに思っておりますが、その点いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 私もそうですけれども、市長もこの間のこの件についての答弁の中で、今までの平成10年から走らせたまほろば号の形態ではなくて、あらゆる要素を取り入れながら、地域の人たちの生活の利便性を図るために一番よい方法を取り入れたいということで、東観世にああいう買い物サポートを企業の努力でですね、走っていただきまして一定の成果を上げていると思っております。それから、湯の谷地域線につきましてもですね、議会のほうからも地域からも要望があってございました。現行のまほろば号では車両の関係で先日からご報告してますように物理的に無理な部分があるということ。それから、あそこについては

原営業所のほうに行くバスもですね、定期的に通っている分もあって、本当にバス路線がどうなのかということ。この間、報告してますように、地域の中と、本当に担当のほうもですね、毎月自治会の役員さんとひざを交えてですね、どういうふうなそういう交通支援策が必要なのかということ突き詰めていきました。それで、その中では、当然有料なのか無料なのかということで手段が変わっていくということ。それから、無料であれば、そういうコミュニティの中でですね、運行されている実態もあるので、そういう方法もありますということで。突き詰める中では、ご報告しましたように有料でいいと。有料で、デマンド方式ですね、そういう予約式じゃなくて定時定路線がいいということで、じゃあそれを解決するにはどういう方法があるのかということで、地域公共交通会議という法定協議会を立ち上げましたですね、現在なっております。

今まで本体のまほろば号の車両では入れなかったエリアに入ることができました。地域の開設式のほうにご出席いただいた議員さんにはわかると思いますけども、あの地域の盛り上がりですね、あの式典もすべてとまではいいませんが、ほとんどが地元の方で全部準備されてですね、接待から何かされたという、ああいう状況の中で非常に盛り上がりがあります。ただ、先ほど報告しましたように、6割の利用人数を6人は平均ということで今試行入っておりますけれども、現実3人ということで。ただ、そういう状況じゃなくて、なぜ少ないのかということもですね、継続して地元の検討委員会と先日も打ち合わせをしてですね、今後どうしていくかという改善策とか、そういうことも協議を今続けています。そういうことで、まず湯の谷地域線が一つの事例として他の地域にもですね、取り入れることができれば、そういう方向も検討していくとなると思います。ただ、私どもが走らせるということを決めるんじゃないですね、地域の方々がどういう交通支援策が必要なのか、じゃあどういうふうな利用形態をとりたいたいのことをきちっと整理しながらですね、地元と一緒に進めていきたいと思っております。

それと、本体のまほろば号の一定エリアの中で延伸についてもですね、1km延伸するとですね、費用的にはですね、60便ですね、走らせて、1km延伸すると約690万円ぐらいの経費がアップになります。だから、それをカバーするにはですね、6,400人ぐらい、1日64人ぐらい乗ってもらわんと増員にならんなかなかそれはペイできんようになるわけですね。だから、ただまほろば号を延ばしてほしいということじゃなくて、先ほどから申してますように、どういう交通支援策が欲しいのかをきちっと話をしながらですね、進めていきたいと思っております。

それから、これはちょっと余談になりますけれども、水城と大野城市の境のところについてはですね、現在400系の水城へのバス停の新設をですね、西鉄のほうに要望しまして、地域の方々のやっぱりお力添えも要るということで、地元4自治会の自治会のほうで署名を集めていただいて、370やったかな、90名ほどの署名が集まりまして、早速西鉄本社のほうに持ち込んでですね、こういう地域の要望があるということで。あそこで400系ができれば、そこから都府楼前駅でも行けますし、市役所のほうに筑陽学園のほうとかですね、そこにも利用できると

思います。いろんな方法をですね、私たちも検討をしながら進めていきたいと思ひますし、福廣議員がこの間提案されていますデマンドタクシーについても、健康福祉部の高齢支援課が中心になってですね、今検討をされていますので、そういう検討の結果をですね、見て、待ちたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） よくわかりました。この問題、最後ですけども、先ほど市長のほうからも今後こういった問題が出てくるだろうということでお話はありました。ただ、このまほろば号、コミュニティバス自体、太宰府市がよそに先駆けてやったというふうに私も記憶しておりますが、ぜひ新しい交通システムをですね、太宰府がよその市に先駆けて、やっぱり高齢者に喜んでもらえるようなですね、そういうものをつくっていただきたいという私には気持ちがあります。ですから、そうなるということが想像されるのであれば、今からいろんな形での調査研究をですね、していただいて、ぜひいいものをですね、太宰府市の中に交通システムを、これだけではありませんで、観光の問題も当然あるんですけども、まずはそこに住む市民の足を確保していただく。大野城と比べてですね、大変太宰府の場合は難しいと思ひます。買い物するところが点在しておりますし、病院も点在している、駅もありますし、大野城であれば、もうサティがあって、あの周辺で買い物し、病院もあるし駅もあるということで非常にやりやすいような感じを受けますけども、難しければなおさらのごとく、市のほうで調査研究をしていただいてですね、一日も早く新しい交通システムをぜひつくっていただきたいというふうに思ひますけど、市長いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 努力してまいりたいと思ひます、その意向に沿うように。全く同感の考え方ですから。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） じゃあ、2点目お願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 2件目の待機児童ゼロ作戦についてご回答いたします。

間もなく定員120人のこくぶ保育園が竣工いたしまして4月に開園いたします。

平成23年度におきます保育所の申し込みの状況でございますが、3月1日現在で1,243人受け付けをしております、昨年と比較いたしますと204人の増加となっております。既にこくぶ保育園の受け入れ可能人数を大幅に超える状況となっております。

これによりまして、入所保留の児童数は、昨年より55人多い161人となる見込みであり、国が示します待機児童数といたしましては、平成21年4月で19人、平成22年4月で30人、そして今年3月1日現在で95人ということで、既に就労中または採用が内定しておられるという状況

でございます。

この要因といたしましては、転入世帯の増加と昨今の生活環境、経済状況による夫婦共働き世帯の増加が考えられるところであります。

なお、このような状況でございますので、届け出保育施設にも入所の問い合わせというものが増えているというふうに関及しております、待機児童の受け入れの一助となつていただいているところでございます。

今後の対応といたしましては、待機児童の推移を見ながら、国の安心こども基金など国・県におけます補助金の活用を図り、保育所の増築や分園の設置などを検討し、さらに待機児童の解消に向けて努力していく考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学童保育所について回答させていただきます。

現在、市内のすべての小学校敷地内に10の学童保育所を設置しており、原則として3年生までの児童を対象としております。入所児童の増加に対応するため、平成20年度に水城西学童保育所を、平成21年度には水城学童保育所を、そして平成22年度には太宰府西学童保育所をそれぞれ増設しておりますので、入所の状況は各学童保育所によって若干の差はございますが、現在、待機児童が出ているところはありません。

ちなみに、平成22年度の総定数に対する入所率につきましては、全体平均で78.5%というふうになっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） まず、その保育所の件についてお伺いしますけれども、市のほうも努力されてですね、こういう状況になっている。これは、何歳児が一番多うございますか。というか、全体の中でですね、いわゆる0歳児はどれぐらいのパーセンテージを占めますかね。この待機児童の中の。今すぐはわからんかな。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 0歳児の待機児童は、先ほど全体で95名と申し上げましたが、29名ですね。3歳までが、大体3歳未満が通常多いということで、今回こくぶ保育園、各20名定員ということで枠を拡大していただいておりますけど、今年の申し込み状況といたしましては、3歳までずっとそのような状況が、待機児童が多いというふうな、3歳も24名ということですので、そのような状況に今のところなっております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） こういう状況になってすぐ保育園ができるはずもありませんので、いわゆる既存の施設というか、施設じゃなくてもいいんですが、一戸建ての家とかですね、そういうところを利用しての、いわゆる保育、その0歳児から3歳児あたりのですね、保育について対応できないものなのかどうか。いろんな、今全国各地でこの待機児童ゼロ作戦は行われて

いると思うんですね。ですから、ありとあらゆる手法を私は持って対処されてもいいのではないかとこのように思っているんですね。そこで、本来、いわゆる小学校の空き教室があるのかどうかお伺いしたら、もう今ほとんどないと。あれば、そうしたところをですね、利用してでもいいのではないかとこのようにも思いましたし、いきいき情報センターとかあいった施設を利用するとかですね、いろんな方法があると思うんですね。今、お年寄りの問題で、空き一軒家というのものもあるし、アパートでもあいているところは幾らでもあるんですね。ですから、この3歳児以上であればちょっと厳しいかもわかりませんが、特に0歳児あたりは、そういったところをですね、借り上げてやるという方法もですね、あるのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） どのようなやり方が一番早く、またより早く待機児童として今いらっしゃる方について対応できるかというふうになってこようかと思えます。私どもといたしましては、このような人数、多人数に今ちょっと上っているものですから、なかなか一軒家というより、むしろやはりきちんとした分園なり増築なり、特に3歳未満の子供を対象とした、そのような施設というのをきちんと確保するほうがよかろうかということで今考えているところでございまして、保育園のほうにもですね、ちょっとこの話を少しずつ今打診をしている状況でございまして、県のほうにもこのような状況を既に申し上げておりますので、それをもっと具体的に今度は進めていくことになろうかというふうに今のところ思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 次、そういう施設を設けたから待機児童がゼロになるかというのと、それはわかりませんが、子育て支援の少子化の対策の一つとして子供を産もうかどうか考えたときに預けられないというのがあればやっぱりそれは不安になるし、そういったことは抑制の効果しかあらわれないというふうに思うんですね。太宰府でそこまでいくには大変難しいものであるかもわかりませんが、太宰府に行けば安心して子供を産むことができるというようなですね。やっぱり今社会の中で不安というのが一番いろんな問題を引き起こしていると思うんですね。だから、安心、そこに行けば安心と。かといって、若い人がみんな太宰府に来るわけじゃあないと思いますんでね、ぜひそういったことを考えていただきたいなというふうに思っておりますが、その点だけもう一遍お答えいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） にこにこプラン、次世代育成支援の計画を先般計画いたしました折、やはり待機児童の解消というのが一番大きな、今の時代、このときになって一番大きな課題であったというふうに思います。もちろん現段階で900人定員ということで保育園を設置していることになるんですけど、目標として990人ということで、やはり状況は当時よりもっと早くこのような待機児童の解消ということから考えますと、手だてというのがやはり要る。議員おっしゃいますように、やはり待機児童がないような状態というのがもちろん望ましいと

いうふうに思います。それに向けて、やはり今から先の就労の状況とか、児童の数とか、もろもろ検討しながら、きちんとした計画のもとにやはりやっていきたいというふうに考えてます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） よろしくお願ひします。その中でもやっぱり問題なのが、育児休業はとれたものの、子供を産んで預けることができなければ休業期間の日にちが終わってもですね、職場に復帰できないと、これはやっぱり大きな問題になってくると思うんですね。時々我々もそういう相談お伺ひしますけども。ぜひそういったことがですね、一つの不安にならないように対処をですね、早急にさせていただきたいということを要望しておきます。

あと、その今現状は、小学校の学童保育については待機児童がありませんという報告でいろいろ苦労されているんだろうなというふうに思いますけども、今後のこの人口の推移といたしますか、いわゆる保育園での数、幼稚園もそうですけども、そういったものからしてですね、今後ますます学童保育の要望も増えるだろうというふうに予測するわけですね。太宰府の場合は、よそと違って小学校の生徒さんの数も増えている学校のほうが多いんで、そこに対する今後の取り組みか何かありましたら教えてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今、入所に関しましては、定員内ということで先ほど申し上げました。

若干の余裕がございます。水城とか水城西、それから太宰府西、そちらのほうは今子供さんが増えておりますので、西校区のほう、次で申しますと今度は国分のほうが若干増えてくるかなというふうには見込んでおります。しかし、しばらく何年か先にはですね、そういう状態になるかもわかりませんが、今のところは定数で賄えるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） あと一点だけ。いわゆる小学校3年生までが対象になっているんですが、よく今我々問われるのは、高学年、いわゆる4、5、6というですね、兄弟がおる場合とか、4年生になったらだめとか、それを何とか延長してもらえないかという要望も若いお母さんたちから数多く聞くんですよ。現状としてはそれは難しいんでしょうけども、そういった声に対してですね、何か考えがございましたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 現在、それこそ学年は3年までということで、あきがあれば4、5、6オーケーですよというような対応をとっております。しかし、今の状況としてはですね、ある程度高学年になりますと、自分で家庭で過ごすという子供さんが多いみたいで、なかなか希望というのは少ない状況でございます。今おっしゃいましたように兄弟でというようなこともあるかもわかりませんが、そのあたりはできるだけ対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 通告どおり45分がたちましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長からの一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2項目にわたり質問いたします。

まず、福岡県立新設特別支援学校（仮称）の開校についてお伺いいたします。

平成24年4月に太宰府市大佐野に特別支援学校が新設され、開校に向けた工事が進められていると聞いております。

本市でも障害を持つ児童・生徒が通学されている小・中学校に特別支援学級が設けられ、通学されておりますが、新設される学校は福岡都市圏南部における特別支援学校対象の児童・生徒数の増加を受け、この地域に特別支援学校を新設し、身近な場で専門的な教育を受ける機会を確保するため、小学部、中学部、高等部と一貫して通学する学校で、通学児童・生徒数を230人程度と予想されているようでございます。また、開校に当たっての説明会などについては、これまで4市1町の障害のある子供の保護者などのグループや一般への説明会のほか、平成22年11月には大佐野地域の組長会で説明が行われているとも聞いております。

外見からはわかりにくい障害もある子供たちも多いと思います。また、障害そのものに対する誤解や無関心から起こり得るトラブルを軽減するためにも、まず障害のある子供たちが通う特別支援学校が太宰府市にあるということを市民に知らせることが大切と考えますが、開校に当たり地域住民や市民に対してどのような形で周知していかれるのかお伺いいたします。

次に、姉妹都市・友好都市交流の今後についてお尋ねいたします。

本市の姉妹・友好都市提携の歴史は古く、昭和53年4月に韓国扶餘邑との姉妹都市協定を締結、平成4年9月には、現在中津市となった旧耶馬溪町との友好として協定を結び、グリーンツーリズムを通して民間交流が盛んに行われてまいりました。その後、平成14年6月には奈良県奈良市、平成17年11月には九州国立博物館の開館に合わせ、宮城県多賀城市と友好都市協定を結び、官民交流、市民訪問団の相互訪問などを通して友好を深めてまいりました。特に韓国扶餘邑との交流においては、2年に1度、扶餘邑で開催される百済祭りに本市国際交流協会、行政、市民参加、国際交流団体の相互訪問がなされるなど、さまざまな形で交流が行われております。また、扶餘邑で開催される百済祭りに参加することを楽しみにされている市民も大変に多いようでございます。昨年開催されました百済祭りには、個人的に参加された方もおられたようです。

本年度は、市制施行30周年を迎える年でもあります。30周年を記念した姉妹都市・友好都市交流事業の計画や、新たな姉妹・友好都市協定を結ぶなどの考えがあるようでしたらお示しください。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1件目の福岡県立特別支援学校、仮称でございますけれども、開校につきましてお答えを申し上げます。

福岡県立新設特別支援学校が平成24年4月1日より太宰府市大佐野の福岡県立福岡農業高校の隣に新設をされます。

入学に関する詳しい内容につきましてはまだ通知を受けておりませんが、知的障害教育部門、肢体不自由教育部門がありまして、ともに小学部、中学部、高等部が設置され、通学児童・生徒数は230人程度と想定されているということでございます。

本市にとりましては、以前より筑紫地区に特別支援学校の設置の希望をしておりまして、このたび、県議会を初め筑紫地区の市長や多くの関係者の皆様にご協力をいただき、開校する運びとなりましたことをお礼を申し上げます。

開校に当たりましては、広報やホームページを通して広く市民にお知らせいたしますとともに、特別支援学校での教育を必要と思われる児童・生徒の保護者には、適切な情報提供と就学指導に努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいまご答弁をいただきました。本市にも特別支援学級があるようでございますけれども、南部のほうにないので本市とそれからまたみんな、議員さんを通じたりして県のほうに要望し、そして開校に向けたということでございますが、いまだですね、この対応というのか、本市としてのですね、説明を今、広報紙、ホームページなどでですね、周知をしていくというのは、その教育関係者のみなんでしょうか。私がお尋ねしたいのは、やっぱりその開校される地域の方々、やっぱりその周辺ですね、それから事業所とかあると思うんですよ。その辺のほうにですね、いち早く理解を求めるといふか、相互理解のためにですね、そちらのほうの周知のほうが先じゃないかなと一つ感じます。

それともう一つお尋ねしたいのは、今現在、小・中学校で特別支援学級を設けて通学されておられますね。その生徒さんたちも途中からとか、例えば開校に当たってのその入学、そういうことも可能なのか、その辺の話し合いは県のほうとはまだなさっていないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 議員さんおっしゃいますように、地元に対しましての説明というのは何回か行われております。それで、工事に関するものとかは業者のほうも入りまして、それから地元にはまた役員さんを通してですね、いろいろな形で説明はしております。このお知らせというのは、私ども今聞いておりますのは、市の広報を通じてお願いしたいというようなことがございましたので、5月1日号の広報に、こうやって太宰府市に学校ができますというような

お知らせをする予定にしております。また、県のほうではホームページでお知らせをするというふうな形になっております。

それから、開校に当たっての転校みたいな形でございますけども、これについても今協議中ではございますけども、一応そういう受け入れというのはですね、体制としてできるという話でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 開校に当たりまして地域住民の方、これ、県のほうがやっぱりなさってますので、市のほうとしては受け皿という形だと思います。それに伴いまして、こういう立派なパンフレットももうでき上がっておりますので、こういうのはまだどこにも配布されていないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） パンフレット等、いろんな説明会があったときには配布されているんじゃないかと思えますけれども、どこに配布したということまでは伺っておりません。

それから、いろんなことがですね、ここのパンフレットにもありますように、来年度の5月ごろに決まるとなっているんですね。多分そこでは、今まで県立高校の様子を言いますと、準備室ができるんだと思います。準備室の室長さん等が将来の大体当該校の管理を担われる方が多うございますので、その中で多分教育の方針とか、また運営の仕方等々十分協議されてですね、説明になるんじゃないかと思っております。先ほど転入の話が出ましたけれども、これは、いろいろ障害の程度とか内容によってですね、どの学校がいいかというような話もございますので、まず夏休みあたりまでに希望される方、または該当しそうな方々への説明が十分にこなされているような手続になるというふうに考えております。そういうわけで、詳しいことについてはですね、年度を明けて5月程度に、学校の様子とか方針とか、また通学の仕方等々が決まって、そして改めて私ども含めて説明があるんじゃないかというふうに考えているところで

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） どうぞ、今ご答弁ありましたようにですね、十分にご配慮なさっていただけてますようお願いしておきたいと思いますが、最後に対応が難しい子供たちに本当に地域で出会うことが多くなると思うんですね。その場合にですね、特別支援学校の生徒かもわからないね、じゃあ、どのように対応すればいいのだろうかとか、またさまざまなトラブルは避けることが、そういう知ること避けることができると思うんですね。困った様子の子供たちにね、物すごく優しく接することで子供たちは落ちつきを払い、安心できるのではないかなと思います。優しい気持ちを持った人々がたくさん暮らす町になれば、だれにでも優しく、そしてまた目配り、気配り、思いやりのまちづくりの一助にもなるんじゃないかなと私は思います。また、学校の中には市民に開放されたスペースや、そしてボランティア室などあると聞いておりますが、開校をきっかけに地域住民とのね、コミュニケーションを図る場所にでもなれ

ば、また町のコミュニティの推進にも役立つんじゃないかなと考えております。学校と地域の相互理解の中で支え合う人々が本当につながって、優しい地域になれることを心から願って、私は本当にこの開校に当たりまして地域の方々と相まみえるようなまちづくりの一助になればいいんじゃないかなあと考えております。どうぞ本市におかれましても、どうぞ最後まで最高の心あるご支援をこの開校に当たりまして、また地域住民に当たりましてもご支援賜りますようお願い申し上げまして、この項目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、2件目の姉妹友好都市の今後についてご回答いたします。

昭和53年4月21日に大韓民国忠清南道扶餘郡の扶餘邑と姉妹都市の締結を行いました。国内におきましても、その後平成14年6月27日に奈良県奈良市と、平成17年11月21日には宮城県多賀城市とそれぞれ友好都市の締結をいたしてきております。

そして、平成14年4月に行いました市制施行20周年記念式典には、姉妹都市関係者として扶餘郡の群守様及び郡議長様及び扶餘邑長様にご臨席をいただいて式典を行っております。

また、姉妹・友好都市と市民との交流事業につきましては、これまでの間、平成18年6月に多賀城市、平成20年10月に韓国扶餘邑、平成22年5月に奈良市に、それぞれ公募による市民訪問団を結成して訪問を行い、友好を深めてきております。

この間、現在中津市となりました旧耶馬溪町につきましても、いろんな市民との交流が行われてきておるところでございます。

さらに、昨年秋には人事交流といたしまして、多賀城市より3名の職員が太宰府市に派遣されてきてまして、いろいろなまちづくりなどについて勉強もして、ともに学んできております。友好都市間の自治体職員の交流につきましては、今後もこのような形で行き来を計画していきたいと予定をしております。

そして、市制施行30周年記念事業の内容につきましては、平成23年度早々に市制施行30周年記念事業検討委員会を発足しまして、その中で具体的に検討していく予定となっております。

また、太宰府市の国際交流協会事業の中でも、ご質問にありました姉妹都市訪問等も今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 年次を追って説明をいただきました。その中で、韓国扶餘邑との交流は本当に歴史がありまして、その中でも小学校、中学校の百済小学校との交流、そしてまた民間団体におかれまして、過去には银杏の会とか、市が姉妹都市を結んで友好都市だという観点から、本当に市民が個人的にもいろんな団体が扶餘邑を訪れております。特に、今年はまた太宰府少年の船が友好姉妹を結んだ百済青少年の星との30周年記念を迎えまして韓国を訪問し、また向こうからも子供さんがこちらに来るようです。小学校におかれましても、ちょっと鳥インフルエンザとか口蹄疫がありまして昨年は中止になった交流があるようでございますが、それを踏まえた中で、平成10年にはたしか世界に開かれたまち太宰府ということで、自治大臣賞

も、名誉ある自治大臣賞もいただいているようでございます。

そのような中で、私ども韓国扶餘邑に何度となくお邪魔させてもらっているんですが、昨年大きなイベントがありました。それに向けてみんな行きたいなと思って予定を立てていたんですけれども、肝心かなめの扶餘邑のほうからはご案内がなくて行けないという残念な結果になっているんですが、その辺の把握はどうかさっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、この近年、扶餘邑との関係におきましても、友好都市、平成20年が姉妹都市の30周年、その平成21年には太宰府西小の20周年、そして本年の百済少年の船ですか、の30周年、そして平成24年にはもう国際交流協会の設立20周年、平成25年には姉妹都市締結35周年というような、もうちょうど30周年を超えた前後の周年行事の年にもなってきました。そういうことも含めまして、昨年、百済のほうで行われました百済祭りほうに市民訪問団の一つのですね、これからの交流を深める意味で市民訪問団を組織してまいりたいということでオファーはしておったんですけれども、どうも向こうのほう郡以上のレベルでの祭りになりまして、扶餘邑とか郡の段階ではちょっともう中身が把握できない、対応できないような状況となりまして、邑レベルでの交流の招聘事業というのは見えなくなったところで、招待状は最終的には出せなかったというようなことを聞いておりますので、今後その辺のもう一度ルートをつくりまして、今後の市民訪問の交流等を組み立てていきたいというところで今考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 確かに今部長のほうからのご答弁がありました。たしかこれはですね、1998年、平成10年ごろだったんですが、国際交流協会と行政と百済祭りに市民八十数名を連れまして、百済祭りにパレードに参加した経緯がありますよね。そのときにですね、やっぱり案内されている順番がありまして、行ったときにですね、太宰府市と扶餘邑とは姉妹都市なんだけども、一番最後のほうでご紹介されたんですよ。というのは、どうしてもその邑と郡との違いがありまして、先ほど部長のほうから説明がありましたように、再度ですね、邑とより一層深めていくようであれば、この市制施行30周年を機にですね、もしお考えがあれば、郡との友好都市、姉妹都市、何かのそういう締結などのお考えはないのか、再度お伺いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、小柳議員がご指摘になった件につきましては、執行部としてもそのとおり考えておりまして、平成23年度以降、直接に扶餘に出向きまして、その橋渡しをしながら郡との提携のし直しといたしましうかね、昇格させる手続をとってまいりたいと、今、このように事務局のほうには指示をしておるところでございます。前段での雰囲気づくりといたしましうかね、手順を踏んでやるようにというような指示をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） はい、ありがとうございます。

今、市長のご答弁で、まあ郡とのほうも結んでいきたいというお考えですが、そういう観点で今回の平成23年度の予算にですね、友好都市関係費で155万5,000円ってあるのが、その費用なんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 扶餘だけではございませんけれども、国内の友好都市関連もございませう。まだ訪問団というのは具体的に予算計上しておるわけではございませんけれども、事務局レベルでの行き来等の関連の予算、旅費等含んで今回一部を計上いたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） じゃあ、予算の面については、また予算委員会もございませう。

それとですね、この行政レベルでの交流と、来年度は30周年に当たっての市民参加型の交流事業、訪問事業というのも予定があるんでしょうか。これから検討委員会っていいですけども、この検討委員会はどのような形でつくられていく予定でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 30周年事業に向けましての検討委員会、正式には4月以降でつくりたいと思っておりますが、既にその検討委員会、準備会という形で内部では実務の係長たちの担当者等で準備会というのを立ち上げております。そこで、今後のステップの整理を今行っておりまして、そのような骨格の整理がついた段階から4月以降、すぐ検討委員会を立ち上げ、事業を確定して組み立てていく、そして6月補正等に反映していきたいというふうにご覧のとおりでございます。

そういう中で、今お尋ねの市民との市民による交流といいませうか、そのような事業になりますと、余り行政、行政という形ではなくて、やはり国際交流協会の盛り上がりでありますとか、そのようなところから市民を呼びかけて、市民を巻き込んで皆さん方で交流していってもらうというのは非常に大事なところでございませうので、その辺を含めての予算の編成あるいは国際交流協会での議論のわき上がりといいいませうか、その辺を側面をフォローという形で応援していきたいというふうにご覧のとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） どうぞ市民交流が盛んになるようお願いを申し上げます。

それと、中津市との友好都市の協定の考えについてなんですが、実は旧耶馬溪町と、もうご存じのとおり木うそ保存会との交流はもう長うございまして、今年も2月に耶馬溪町にコシアブラの木をですね、原木を切りに行かせてもらいました。その折に何回目だろうかかっていって聞いたら、もう9回目だということで、またその中にはえある市民遺産の誕生ということで、太宰府の木うそが認定第1号に取り上げられたということ、これもやっぱり原木がないことにはできないことございませう。太宰府でも今、北谷、宝満のふもとにですね、植林をなさっているようなところがありますけれども、今この原木は大分県の長者原、それから耶馬溪町、その辺でですね、保存協会の方たちは交流を兼ねまして手に入れているようございませう。そう

いう観点からも、幾ら今あるからといってもですね、山は深くございますけれども、これが中津市とまたこういう民間交流ができるような何らかの策があればですね、山国町から中津市まで本耶馬があり、それか三光村があると、山深いところでございますので、向こうの方たちとの交流も深められていくようでございますが、中津市との考えはないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 耶馬溪とは非常に仲よくおつき合いをさせていただいて、私ども何度かあそこの民宿等入って一緒にお祭り等入ったことがございます。そういう中で、途中で市町村合併で中津市という非常に大きな市になりまして、この耶馬溪町というのはなくなったものですから、その後、今後どうするかということで、中津市のほうにも一度コンタクトしたことがあるんですが、なかなかぴんとこないような、ツーと言えばカーというような今までの関係からちょっと違ったようなところで、現在行政ベースでのつき合いは途切れておるような状況でございます。そういう中で、もうそ保存会のコシアブラの伐採ですか、そのような形で、市民レベルでの交流が今つながってずっとされてありますので、今後そういうところで、行政だけじゃなくて、市民同士の交流という形が繋がれば、その応援という、また行政のかた苦しい話ではなくて、そういう市民交流の分のフォローを体制として何かできていければなど考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） どうぞこれからもですね、姉妹都市友好に当たりましてこれからも本当、市民が真ん中になるような、そしてまた心ある交流ができることを橋渡ししていただきますようお願い申し上げます。そして、これからまだいろいろと来年に向けての、30周年に向けてのプレ事業等々がありますが、各種団体いろいろと友好都市、姉妹都市との関係がより深くなることを一層お願いいたしまして、私の一般質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の1項目3点について質問をさせていただきます。

特別支援学級支援員についての質問です。

厚生労働省の統計によりますと、身体障害児・者は348万人と推計され、人口1,000人に対す

る割合は28人で、高齢になるほど高くなっています。ところで、全国の18歳未満の身体障害児数、つまり視覚障害、聴覚、言語、肢体不自由の子供たちは約9万3,000人と推計されています。出生時の損傷やDNAなど先天的に障害を持って生まれた子供たちや、事故が原因で後天的に障害児になった子供たちなどさまざまです。こういった障害を持った子供たちを一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学級が設置されました。歴史をひもときますと、明治23年、長野県松本尋常小学校に落第生学級ができ、我が国最初の特殊学級だと言われています。その後、数少ないのですが、全国において身体虚弱特殊学級や視力保護学級、それに難聴学級ができたりしています。戦後、昭和22年、学校教育法が制定され、特殊学級の位置づけが法的に明確にされました。現在では、視覚に障害がある児童・生徒に対しては、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、その障害を補うために必要な知識や技術を授ける盲学校、聴力に障害を持つ児童・生徒を教育する聾学校、それに知的障害養護学校と肢体不自由養護学校などがあります。福岡県内では23校の県立特別支援学校があり、県下各市内には18校の養護学校が設置されています。しかしながら、現代は障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動の参加を望み、自立した生活ができる社会を目指すといった、すなわちノーマライゼーションの進展により、通常の小・中学校へ通学できるようになりました。平成18年、学校教育法が改正され、特殊学級から特別支援学級と名称が変わり、翌平成19年4月からは小学校や中学校において特別支援教育が完全実施されたのです。あすなる学級、育成学級、なかよし学級、ひまわり学級などのネーミングで受け入れ態勢が整い、特別支援学級として教育の充実が図られています。

特別支援教育については、特別指導をとる授業とクラスで受ける共同学習の形態がとられているのが一般的のようではありますが、ここで指導されています先生方の実態について質問させていただきます。

1点目は、市内の小学校と中学校には、学校支援員の臨時職員の方が従事されていますが、現在の学校別人員数について現状をお聞かせください。

2点目は、学校生活の介助や学習活動のサポートなど、大変苦勞が多いと思いますが、問題点と課題についてお聞かせください。

3点目は、平成24年4月に開校予定の特別支援学校の概要について説明をお願いいたします。

また、大佐野の福岡農業高等学校の敷地内に建設予定ということですが、県から何か本市への協力要請がなかったかどうかご回答をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 特別支援学級支援員についてお答え申し上げます。

特別支援教育につきましては、知的障害などで特別支援学級に在籍する児童・生徒だけではなく、通常学級に在籍している児童・生徒でも学習障害など発達障害や情緒障害など特別の支

援が必要な児童・生徒が増加している傾向にあります。このため、本年度、通級指導教室を設置したところですが、学校生活においても基本的な生活習慣の介助や飛び出しなど、学級担任だけでは対応できない現状があり、支援員を配置しているところがございます。

なお、今まで県立盲学校、聾学校、養護学校につきましては、名称が平成22年4月より特別支援学校にかわっております。

また、視覚障害のみを教育する、そういう対象校は視覚特別支援学校、聴覚の場合は聴覚支援学校と呼ぶようになっておりますので、申し添えます。

以下、詳細につきましては、担当部長より回答させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1項目めの学校別支援員の現状についてですが、支援員には主として特別支援学級に配置され、その学級の児童・生徒を介助する特別支援学級支援員と通常学級における特別な支援を要する児童・生徒の支援を行う学校支援員の2種類があり、あわせてお答えを申し上げます。

まず、小学校ですが、現在、太宰府小学校が5人、太宰府東小学校が2人、太宰府南小学校が2人、水城小学校が6人、水城西小学校が2人、太宰府西小学校が5人、国分小学校が2人で、合計24人となります。続いて、中学校ですが、学業院中学校が4人、太宰府中学校が2人、太宰府西中学校が3人、太宰府東中学校が3人で、合計12人となり、小学校、中学校合わせて合計36人となります。

次に、2項目めの問題と課題についてでございますが、本市では、就学に際しましては、保護者の意向や意見を十分に尊重して決定しておりますので、就学指導委員会の判断とは異なった形での入学となる場合がございます。

食事や排せつ、着がえなどの基本的な日常生活上の介助のほか、飛び出しやパニックなどの危険回避、学習障害などの発達障害児童・生徒への学習支援のように業務内容は多岐にわたっており、重度の児童・生徒に支援を多く必要とする現状もございまして、支援員の確保に苦慮している状況でございます。

現在でも可能な限り支援員の増員を図り、また市内大学などの学生による学生サポーターを活用して対応しておりますが、支援の対象となる児童・生徒が多いという現状がございます。

次に、3項目めの福岡県立特別支援学校についてでございますが、福岡県立の特別支援学校が平成24年4月1日より太宰府市大佐野の福岡県立福岡農業高校の隣に新設をされます。入学に関する詳しい内容につきましては、まだ通知を受けておりませんが、知的障害教育部門、肢体不自由教育部門がありまして、ともに小学部、中学部、高等部が設置され、通学児童・生徒数230人程度を想定されているとのことでございます。また、通学バスを運行して、昼食は給食を予定され、寄宿舎は設置をしないということでございます。

福岡県教育委員会からは、本市への協力要請は今のところ特に受けておりませんが、福岡都市圏南部に待望の特別支援学校が設置されますので、特別支援教育のセンター的機能として非

常に期待をしており、今後具体的に要請があれば、十分に連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。小・中・高合わせて特別支援学級支援員と学校支援員の方ですかね、補助の、36名ということですが、少しですね、児童・生徒についても幾つかちょっと質問させていただきたいと思います。

教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級であります、その特別支援学級についての質問ですけれども、生徒数ですね、市内の各学校別の学級数と生徒・児童数についてもちょっと細かい質問ですけれどもお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 現在の特別支援学級における学校別の学級数と生徒数についてご回答申し上げます。

太宰府小学校が2学級10人、太宰府東小学校が1学級で3人、太宰府南小学校が1学級1人、水城小学校4学級13人、水城西小学校3学級5人、太宰府西小学校2学級8人、国分小学校1学級3人で、小学校では14学級43人となります。また、学業院中学校3学級9人、太宰府中学校2学級4人、太宰府西中学校が2学級の4人、太宰府東中学校1学級2人で、中学校では8学級19人となり、小学校、中学校合わせまして22学級62人となります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） やっぱり実情聞きますとかなり多いんですね。こんなに数が多いとは、児童・生徒が多いとは知りませんでした。ありがとうございます。以前から私も小学校にはちよくちよく顔を出すんですけれども、時々やっぱり体のぐあいが悪いような生徒さん、児童さん、児童・生徒を見かけることがありました。弱視とか難聴、知的障害、それから肢体不自由、身体虚弱、言語障害、自閉症及び情緒障害の7種類の学級が今日本全国にあるわけですけれども、本市ではどういった障害を持った子供たちが多いんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 現在の特別支援学級における障害種別による人数についてお答えを申し上げます。

小学校では、知的障害が8学級の26人、情緒障害4学級14人、肢体不自由1学級2人、弱視1学級1人でございます。中学校では、知的障害4学級10人、情緒障害3学級8人、肢体不自由1学級お一人でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 市内の小・中学校に通う子供たちは、軽度の障害を持った児童・生徒だと思っておりますけれども、今、情緒障害とおっしゃいましたが、その情緒障害の中に入るかもわかりませんが、LDと言われる学習障害、それからADHDですか、注意欠陥多動性障

害、こういうのをよく耳にするんですけども、こういう子たちの割合といますかね、今全体でどれぐらいの割合になるんでしょう。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学習障害や注意欠陥多動性障害につきましては、障害の程度にもよりますが、比較的軽度の場合は通常学級に在籍するケースが多く、障害が重度の場合は情緒障害の特別支援学級というふうになります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） その発達障害の子たちの割合ですね。大体何割かとか、わかりましたらお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） この学習障害、それからADHDあたりにつきましてはですね、保護者の皆様もいろんな考え方がありまして、こういう診断がきちっと出ている方と、そうではなくて、そうではないかなと思われるような方もおられます。それから、学級もですね、先ほど部長が申しましたように、健常児の学級に入るときには、特に希望がない限り、判定の検査等いたしませんので、数等、割合というものについては把握しておりません。こういうことで判定を受けられた方についてはですね、いろんな診断の結果、学習障害があるんじゃないかなんかというような判断をしている子供さんはおられます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 先生のほうから見たら、ちょっとやっぱりそういう障害があるけれども、保護者のほうはそれを認めないと、そういうケースもあるということですね。そういうケースもあると、認めたくないという。通常の学級は1クラスが40人、40名ですよ。特別支援学級は1学級8名が標準のようですけども、小・中学校、それぞれ1学級当たりの児童・生徒数っていいですかね、平均、平均は何名ぐらいでしょう。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 特別支援学級の平均児童数でございますが、小学校は1学級当たり約3人でございます。中学校は1学級当たり約2.4人でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私、高知県のデータを見たんですが、1.8人、ちょっとやっぱり太宰府は多いのかなという感じがします。一概に比較はできませんけども、ちょっと多いような気がいたしております。それで、教職員は特別支援学級の免許がなくても特別支援学級を担任できるというふうに向っておりますが、障害児1名でもこれでしたら学級を設置することができるということですよ。太宰府南小が1人で、先生が1人と、1対1でしたよね。できるわけですね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○**教育部長（山田純裕）** 学級編制につきましては、福岡県教育委員会が決定を行いますが、本市の場合、障害児お一人でも福岡県教育委員会へ申請を行っております。個々の状況にもよりますが、障害児1名での新規申請は過去認められないことが多いようでございます。設置が認められた後に卒業などで1名在籍となった場合の継続申請につきましては認められる場合もございまして、本年度も4学級が1名での特別支援学級というふうになっております。

○**議長（不老光幸議員）** 7番橋本健議員。

○**7番（橋本 健議員）** はい、わかりました。通常の学級に在籍している軽度障害の児童・生徒に対して各教科の指導を普通のクラスで学習する、今授業形態としましては通級と言われる、通級と、それから障害に応じた特別の指導教育を特別支援学級で受けるという形態をとられていると思うんですけども、そういった中でですね、やはり教室を走り回ったりとか、奇声を上げたりとか、大変先生方もですね、ご苦労が多いかと思えます。そこで、問題点と課題のご回答もいただきました。学生のサポーターを仰ぎながらですね、大変苦労されているというお話でございましたけれども、ここでその現場をあずかる先生やその支援員の方、仕事の大変さを承知の上でまた応募されていると思えますけれども、現在、特別支援学級支援員と学校支援員の募集をされていますけれども、その2つの学校支援員と特別支援学級支援員との業務内容の違いといいますかね、これを教えていただけますか。

○**議長（不老光幸議員）** 教育部長。

○**教育部長（山田純裕）** 業務内容の違いでございます。

食事やそれから排せつ、着がえなどの基本的な日常生活上の介助や学習サポートといった具体的な業務内容につきましては、違いはございません。特別支援学級支援員は、主として特別支援学級に配置をされ、その学級の児童・生徒に必要な支援を行いますが、学校支援員は、発達障害などで通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を対象ということで支援を行うものでございます。

○**議長（不老光幸議員）** 7番橋本健議員。

○**7番（橋本 健議員）** 今、募集されてますけれども、任用期間が3カ月というふうになってますが、応募状況というのはどんなでしょう。

○**議長（不老光幸議員）** 教育部長。

○**教育部長（山田純裕）** 支援員の任用や配置につきましては、勤務先の希望学校など条件面が折り合いがつかないなどの難しい問題がございますが、今回の募集で11名の方にご応募いただきましたので、補充に努めているところでございます。

○**議長（不老光幸議員）** 7番橋本健議員。

○**7番（橋本 健議員）** 任用期間3カ月になってますけれども、勤務ぶりといいますかね、勤務評定といいますかね、その勤めている、何といいますか、仕事ぶり、こういったものがよければ、また契約というか継続できるんでしょうか。

○**議長（不老光幸議員）** 教育部長。



○教育部長（山田純裕） 契約というのは学期ごとに区切っておりますので、当然更新をしていくということになります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今、11名というお答えいただきました、欠員ができた場合にすぐ配置できるように登録制のようにしてあるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） はい。形としては登録制になると思います。もう今、それこそ探しているような状態でございますので、勤務地が合えば即入っていただくというようなことになって、折り合いがつかない場合に登録みたいな形であきを待っていただいているというような状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ちょっと質問変わりますが、文部科学省からの通達によりますと、校長のリーダーシップのもと、児童・生徒の実態把握や支援方策の検討を行うため、学校内にですね、特別支援教育に関する委員会を設置することというふうになっています。各学校には、その特別支援コーディネーターがいらっしゃるのか、またいらっしゃるのであれば、その役割についてご回答願いたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 以前といたしますか、特殊教育、特殊学級と言われているときはですね、主に障害児の教育はその担当の方が担ってあって、健常児のおるところでは一応障害の教育というのはなされてないといいますかね、そういうふうな状況だったんですが、先ほどから話出ますように、特別支援教育、特別支援学級等と呼ばれることになりまして、特別支援学校に行く子供さん、それから公立学校特別支援学級に行く子供さん、それから健常児と言われている学級の中にもいろんな障害があって、特別支援教育が必要だということで、公立学校の場合は後者の2つが混在しておりますので、そのいわゆるコーディネートの方が特別支援教育のコーディネーターとして、そしていろんな話し合いをするのが委員会という形で設置されております。そういうわけでございますので、そのコーディネーターは、この全体を見渡して教育をどう進めるかとか、それから保護者との対応窓口をどうするかとか、そういうふうなことを中心に学校全体の特別支援教育の推進に当たっております。もちろん校長がリーダーとして最高責任ということにはなっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。小・中の義務教育を受けた子供たちの進路ですけどもね、今後どうなるのかという、親としては大変頭の痛い、そして将来の不安を抱えたままの心境は障害を持つ親にだけにしかわからない部分があると思います。その障害の程度により、普通高校への進学を希望するもの、あるいは特別支援学校の高等科へ進み、自立の道を目

指す者など、それぞれの選択があるとは思いますが。今回、その太宰府市の地にですね、新設されます仮称特別支援学校、これは県の事業でありますけれども、先ほど小柳道枝議員の質問にもありました。そのご回答には、詳細については新年度始まり5月ごろにはっきりするだろうというご回答でございましたけれども、あえてですね、わかる範囲で結構ですので質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先日ですね、このことに関しましての文書が参っております。3月4日付で受け付けておりますが、それによりますと、5月24日の日に転入学を希望する子供さんとか卒業した子供さんとか、または今から入ろうかという子供さん、また教育委員会ですと就学指導を担当する、そういう子供さん方にいろんな説明をするということでございます。この文書につきましても、今後学校とか、または幼稚園、保育所あたりにも何らかの形で回っていくんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 小・中・高まで一貫という教育で非常にすばらしい施設ができるようがありますが、定員230名ですか、ということでございました。それで、先ほど現在の小・中学校のほうから転入の話が可能かどうかという質問が出ておりましたが、これはやっぱり重度といますかね、軽度の場合はやっぱり入れないという、重度の子がこういう特別支援学校に入るという、そういうふうな状況でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 基本的には重度になりますけど、重度とかありましても、重複とかですね、それから障害の内容とかによつたらですね、ちょっと対応できないとかいろんな状況がございますので、一概にですね、こうだ、こうだとは言えませんので、やっぱりこういう説明を聞いて十分対応していただかないと誤解を招いたらちょっとまずいなと思っておりますので、どうかその辺でよろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 定員が230名、これ仮にですね、仮に定員をオーバーした場合に、そのときの対応というのは、これ、県のほうに聞かないとわからないでしょうけれども、教育長に聞くのもちょっと酷なような感じしますが、どんなふうな対応されるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） そういうふうな、もし該当するお子さんたち、特に義務制の子供さんたちにはですね、ぜひ受け入れてほしいなと思っております。学校規模としては230人程度と書いてありますので、この「程度」に期待をしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、よくわかりました。児童・生徒の障害の重度、それから重複化、

多様化により、当然能力の高い専門職の先生方が指導教育をされていくというふうに思っております。しかも一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育と必要な支援で教育の充実を図っていくという特別支援学校でもありますけれども、学区制といいますか、地区区分、地域区分、これはどういうふうになるのか、わかるようでしたらお答えいただきたいと思いますが、通学についてどう対応されているのか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 地域区分につきましては、正式には4月に決定されるというふうに聞いておりますけれども、筑紫地区である太宰府市、それから筑紫野市、大野城市、春日市、那珂川町に加えまして、志免町、須恵町、宇美町の糟屋南部3町が対象予定であるというふうに聞いております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。

保護者の方にはですね、やはり共稼ぎという方が結構いらっしゃるんじゃないかならうかと思っております。あるいは、日常生活への負担からですね、学童保育設置の要望もあると、こういうこともあるんですが、この点はどうでしょう。検討されるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 就労などのために放課後保護者が家庭にいないことから学童保育所を希望される保護者は、年々増加傾向にあります。現在、本市の特別支援学校への入学希望者や学童保育所の希望者など、具体的な情報や要望は出ておりませんが、福岡県教育委員会におきましては、4月より新設特別支援学校の準備室を設置をするというふうに聞いておりますので、そうしたら具体的な状況を確認しながら十分に連携していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） その要望の数が問題でしょうけどね。保護者の方がそういう声が多ければ、そういう一つの働きかけもね、していただければと思っております。

最後に、また教育長にちょっとまとめじゃないですけども、すばらしい施設であります県立特別支援学校、この太宰府の地に誕生することは大変私も喜ばしいなと思っておりますし、歓迎すべきことじゃないかと思っております。最後に教育長のご見解を聞かせてください。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 以前からですね、教育長会等でも筑紫地区にぜひ特別支援教育の施設をつくってほしいという要望なり表明はしていたんですが、さきに答弁しましたように、県議会のほうから、また4市1町の首長さん、また皆様方、それと同時に県のご英断もあつたんじゃないかと思っておりますが、筑紫地区、特に太宰府の地にですね、こうやって設立していただいて、大変私はありがたく思っておりますし、大変うれしくも思っております。といいますのも、やはり何といても、子供たち、児童・生徒の就学の機会といいますかね、就学の多様性がたくさ

んになったということは、選択の幅が増えたということは非常にありがたいことだと思っております。

また、2点目にはですね、やはり特別支援教育の専門家集団でございます教育センター的な役割を持っておりますので、教育相談、保護者、先生方の教育相談とか、また先生方の研修の機会とか、施設とか子供の教育の様子とか、そういうふうな研修の機会として非常に重宝といったら失礼でございますけれども、ありがたいなと思っております。

また、開校しますと、当然地元の児童・生徒との交流とか、また地元の皆様方との交流があると思っておりますけれども、その中で子供たちが真摯に努力している姿とか、あのにこやかな表情なんかに触れるということはですね、町としても豊かな心とか、人を大切にする心を育てようという、そういうふうな方針を持っておりますけれども、それにも大きく寄与していただけるんじゃないかと思っております。こういう点のを含めましてですね、大変ありがたいことで、十分連携をとりながらお互いに教育の充実を図っていかねばならないなと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。ぜひ完成しましたら見学をしてみたいなと思っております。

自分は、障害者だ、あるいは障害児を持つ親だからといって卑屈になる必要はないと思えます。恥ずべきことでも何でもありません。三重苦を克服したヘレン・ケラー、ヘレン・ケラーはつとに有名ですけれども、日本国内では500万部の大ベストセラーとなった「五体不満足」の乙武洋匡君、彼は障害を持つ人々に生きる勇気と希望を与えてくれました。障害の方は励みにして頑張ってもらいたいというふうにエールを送りたいと思えます。

さて、4年間、一般質問をさせていただきましたけれども、これで一たん卒業させていただきます。また再び入学できますように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） いよいよ今期も最後の質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。しばらくの間、静かに聞いていただきたいと思えます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問いたします。

まず最初に、九州新幹線の全線開通と本市の観光施策についてお伺いいたします。

九州の人が、みんなが待ち望んでいた九州新幹線の全線開通が明後日となりましたが、それに先立ち、新博多駅ビルは3月3日にオープンいたしました。新幹線全通とあわせて大変な盛

り上がりを見せておりますが、博多の町も、また九州の観光地の地図も塗りかえられるのではないかと考えられますが、本市への影響をどのように受けとめておられるのか、またその対応策はどのように考えておられるのかお伺いします。

また、今後の本市の観光行政をどのように進めようと考えておられるのかもお尋ねいたします。

次に、小・中学校の読書教育についてお尋ねいたします。

読書、本を読むことは、何をやるにしても基本の基本であると思います。昔から読み・書き・そろばんと言われますが、その一番に、やはり読むと来ている。本を読むことで、読解力や文章力はもちろんですが、創造力、忍耐力もついてきます。その効用は、私が言うまでもなく、教育長はその効果については十分認識されておるとおもいます。

今、朝本を読むと落ちついた気持ちで1日のスタートが切れるなどの効果があるなどの理由から、全国では朝の読書、授業の初めですね、始まる前に朝の読書会とか、これ、朝読と言うようです、とか、勉強する癖をつけるために家で本を読む家読などと言われて、読書への取り組みの運動が行われております。また、図書室での授業など展開され、読書に関するそういう教育効果が上がるよう取り組まれているところもあるそうでございます。

また、この学力の向上にも効果があるということで、石川県では学力向上のために学びの12カ条を策定され、その中に読書の活動をより促進、充実させると読書が入れられています。

本市の教育の特色として読書に力を入れて学力向上を図り、本市の魅力の一つとして取り入れることで、本市の活性化へとつながるのではないかとということで、本市の小・中学校での読書教育についての取り組みはどうなされておられるのかお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 九州新幹線の全線開通と本市の観光施策についてお尋ねでございます。お答えを申し上げたいと思います。

九州新幹線開通でございますけれども、九州全域の時間あるいは距離の短縮だけではなくて、心理的距離の短縮という面でも九州がより身近な観光地としてイメージされることは間違いないというふうに思っております。

そのようなことから、太宰府市では、観光施策の一つとして現在も行っておりますのが、九州圏内の他の自治体と協力をし、都市圏でありますとか、あるいは関西圏の旅行代理店で、あるいは学校訪問をいたしまして、九州をゆっくりと回遊していただけるようなプロモーション活動を積極的に行っているところでございます。今後も新幹線全線開通を一時的なものとしてとらえずに、周辺地域間の連携をさらに強めまして、リピーターでありますとか、あるいは口コミといった集客力を高める持続性のある施策を検討してまいりたいと、このように考えております。詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、私のほうから加えて回答させていただきます。

九州新幹線の全線開通によりまして、九州各地に足を運んでいただける機会が増えることが予想されております。九州の観光にお見えになるお客様が太宰府にも立ち寄っていただけるようなPR活動を積極的にしていく必要があると考えております。

具体的には、先ほど市長が申し上げましたように、九州観光都市連盟や西九州国際観光ルート協議会などに加盟しております九州圏内の他の自治体などと共同で、首都圏や関西方面の旅行代理店及び学校関係者を訪問し、九州内を回遊していただけるようなプロモーション活動を行っております。その中で、本市の滞在時間を増やしていただくために、梅ヶ枝餅焼きなどの体験プログラムや電動自転車のレンタサイクルなども積極的に紹介をいたしております。

また、福岡県物産振興会からの要請を受けまして、太宰府天満宮及び太宰府観光協会の協力により、九州新幹線の終点であります鹿児島中央駅でのPR活動も予定をいたしております。

さらに、新博多駅構内に新しくオープンしました東急ハンズの店内におきましても、木うその販売でございますとか、絵つけ体験の企画も予定がされておるようでございます。

今後関係機関と連携をとりながら、何度でも来てみたいと思っただけのような、より魅力のある観光地となるための仕掛けづくりなどを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この新幹線の全線開通に対してですね、非常にやっぱり期待をかけているところも大きいかと思えます。そういうことで、市としても、博多新駅ビルとか鹿児島とかですね、いろいろ展開をされているということでございますが、やはり観光客の方が本市に来られて、先ほども部長のほうから滞在時間が長くなるようにということでお答えもありましたが、やはり私は、この本市に来られる観光客の方がいかに長く、1分でも1時間でも長くおっただけということが、まずこれ、本市に対する経済効果へのつながりになるんじゃないかなと思えますので、そこで私は、これまでも何度もこの観光についての質問をさせていただいておりますが、なかなか観光客の回遊性が高まってこないというようなところがあるような気がいたします。

そういうことで、今回は回遊性を高めるための方策として、ひとつ提案をしていきたいということで今回質問をさせていただきました。

この観光客の回遊性を高めるために、マーケティングの理論でありますところからちょっと引っ張り出してきましたけれども、これには消費者が商品を購入するまでの心理の変化のプロセスということで理論がありまして、消費者がその商品を買うという気持ちになるまでどういう気持ちの動きがあるかということですね、これを本市の観光行政にかえますと、回遊性を高めるために政庁跡とか水城跡に行ってもらうためにはどうしたらいいかと、いわゆる商品に対する心理の動きを、これでちょっと説明させていただこうかなということできちんと書いて

おります。

それはまず、消費者が、商品に注意をひかれるということがまず一番。それから、その商品に対して興味を持つと、そしてその商品が欲しくなると、そしてその商品がいいなということで記憶して、そしてそれを購入すると、いわゆる購入する行動を起こすということですね。ですから、これを観光客の回遊性に結びつけるには、まず太宰府に来られた観光客が西のほうへ、政庁跡とか観世音寺とか水城跡へ行こうという気持ちになられるようにする仕掛けが要るということで、これに注意をひくためには、やはり看板、いわゆるサインですね、看板とかそういうのをどこへどういうふうに設置していくのかということで、この看板の設置についてはですね、これ、私も何回か質問してますけども、ほかの議員さんからも質問が出ておると思いますが、これについて、今現在どういうふうなサイン計画を進められておられるのかお伺いしたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ただいまご提言いただきましたように、太宰府天満宮だけではなくて、大宰府政庁跡あるいは水城跡へのはですね、観光客の回遊性というのが求められておりました、サインにつきましてはガイドラインと申しますかね、支柱の色はこういったもの、看板の色は白に茶色の文字で書くとかですね、表記については日本語、あるいは韓国語、英語、中国語というようなガイドラインまでつくっております。そして、今後は歴史的風致維持向上計画のほうで国のほうからも認可もいただいておりますので、そういう事業を活用しながらサイン整備にですね、努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） サイン計画については、私は平成15年4月に議席をいただきまして、この議会に出ましてその年の秋ぐらいやったと思いますが、質問したときにも天満宮と一緒にやって一体的に考えてやるというふうなことでございましたけど、それから見てますけども、なかなか看板が、きちっとした看板ができてないなあと。部長のお答えでは、まだ検討しているという段階だということですが、いつになったらできるのかと。

それともう一つはですね、看板もわかりやすい看板をわかりやすいところへ建てていただきたいと。今、西鉄の太宰府駅前に1つ観光案内図がありますけども、あれは市内の観光案内図で地図で書いてありますけど、あれはその場所まで行って見ないとどこにどう何があるかというのはわからないと思うんですね。やはり、太宰府駅におりてすぐに、どんと、右に行ったら天満宮に行きますよ、国博行きますよと、左へ行ったら5分で観世音寺に行きますよとか、10分で水城跡に行きますよとか、大きなですね、観光客が来ておりてすぐ、ぱっと見えます。そしたら、ああ、天満宮で1時間つぶして、そしたらちょっと西のほうへ行ってみようかというようなことですね。やはり目立つような、さっき言いました注意をひく看板を設置していただきたいと。そして、これもですね、あれから8年になりますけども、まだ看板がそれらし

いのができてないと、検討する段階だと言われますけど、これもやはり一日も早くですね、設置されるようにお願いしたいと思うんですけど、この考えについていかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 十分ではないかもしれませんが、まず都府楼駅周辺、また太宰府駅周辺ですね、観光客の方、また市民の方がその駅におりられてわかりやすいような形で設置しております。まだ十分ではございませんので、先ほど申しました国、県の支援を受け、今のところ10カ年計画という中で、その中の一つにですね、サイン整備というのもうたわせていただいておりますので、ぜひその中で充実をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 観光客にわかりやすい看板をひとつですね、つくっていただきたいと思っています。

それから次に、その場所に興味を持つと。そしてそこへ行きたくなるというような気持ちを起こさすには、やはり仕掛けが要ると思います。そこで、これはいつも私が提案しておりますけども、やはり西のほうへお客さんを導くための魅力のあるまちづくりをしていかなければならないのではないかなということ、やはり政庁通りの南側へ土産物屋さんとか食べ物屋さんとかですね、そういうのが張りつくような施策をですね、お願いしてまいっておりますが、これについては、平成20年の12月の議会で市長よりお答えをいただきまして、用途地域の見直しを含め、検討していきたいということでお答えをいただいておりますが、その後はどのような検討をされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この観光の回遊性を持たせるというふうなこと、またそのことによって経済効果を生むということ、これが本来の太宰府市のとるべき、あるいは地域資源を有効に活用する方策の一つであろうというふうに思っております。私は、平成23年度以降、もしも当選をいたしますれば、この観光行政等については先頭に立って、これは海外あるいは国内、海外含めて今までと違った形での飛躍をしていきたいというふうに思っておるところでございまして。そのことが、今回国土交通省あるいは農林水産省、文部科学省のほうから歴史まちづくりに対しまして認定を受けた平成23年度以降の財政支援があるわけですけれども、有効に活用した中で行っていきたいと。一つには、ソーシャルビジネスの立ち上げ等々でありますとか、地域、そういったビジネス、若い人たちを活用した中でのそういった取り組みを模索をいたしております。有機的に、総合的に今の商工業の青年部でありますとか、あるいはそれ以外の多くの青年あるいは若者の意向、あるいは商工業者の意向等を十分その中に組み込むことができる、そういったビジネスの延長上での観光行政に力を入れていきたいというふうに思っておるところでございまして。



○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 観光行政を進めるということですね、それはもう国のほうからもそういう歴史的なまちづくりについての指定も受けて、それについての準備は十分できておりますので、やはりこの政庁通りの南側の用途地域の変更をしなければ、ここにお店屋さんができないんですね。もう本当にちっぽけな、昔でいう駄菓子屋さん程度のお店しかできないんですね、今の用途地域の中では。やはりこれを早く、道路に面した部分だけでいいと思うんですね。その裏の住宅地のほうは今のまんまでいいと思いますので、やはりこれについては、どうしてもそういう計画を進める上ではネックになってくると思いますので、ここで明確に用地地域の見直しを宣言していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） かねてから申し上げておりますように、用途地域等々については必要に応じて見直すというふうな考え方にかわりはございません。その時期が平成23年度以降、実行するというふうなことでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） はい、ありがとうございました。それで、そういうことで、あそこへのお土産屋さんとか、食べ物屋さんが張りつくことができるようになるということで、これはやはり本市のこれからの経済に対する効果は非常に大きいものになってくるんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

それから次に、こういう事業を進めるのに、いわゆる核となる推進者の明確化が必要だと思います。そういうことで、これについても今年の6月にそういうプロジェクトチームをつくるなり、観光課ということで独立した課をつくってはどうかということでご提案申し上げましたが、その中で部長よりお答えをいただきましたのは、総合行政として全庁的に取り組むということでお答えをいただいておりますが、そういうことについて、6月以降、何か庁内でそういう会議を持たれておられれば、どういうことを話し合われたかお尋ねしたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 総合行政ということで、いろんな面について全庁的に取り組むという流れはつくっております。観光についても、観光がPRだけで行くのではなくて、まちづくり、町の魅力を展開していくという意味では、先ほど市長が申しあげましたように、歴史まちづくり法も非常に大きなツールとして町全体の売り出しの相乗効果として非常に大きなものになるというふうに考えております。そういうところから、文化財課あるいは都市整備課及び観光課も含めて、毎月等のいろんな会議等も行っております、その中で展開する中で、今後のですね、PR効果及びまちづくりということで、とりたてて何をやるということじゃございませんけども、情報交換、情報の一元化という形での歩みは同一歩調で行っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 取り組みはですね、これから歴史のまちづくりということで、取り組みが進んでいくかと思えますけども、やはりこの中核となる組織をきちっと庁内につくっていただかないと、そのとき、そのとき集まって、そして集まって会議したとき、それで会議して話が出たけども、今度はそれを実際に動かしていく、調査をしていく、そういう実動部隊がどこになるのかということが、これはサイン計画だから建設課だと、そしてこれは、政庁跡の文化財の蔵司跡を今掘ってありますけど、あそこから出た出土品やから、これは文化財課ですと、そういうばらばらの行政ではですね、やっぱりできないと。言われるように、総合行政としてですね、やはりまとまってやっていくと。ですから、やはりそのこのそういう中核になる部署を1つきちっとつくっていただいて、そしてそこが推進の母体となって進んでいくというようですね、組織を1つつくっていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） もやもやとしたお気持ちのところだろうと思っております。ただ、オールマイティのセクションが1つできれば事足りるというふうには行政的にはちょっと考えておりませんで、やはりいろんなセクションそれぞれの持ち場と権限及び責任の中で業務を行っておりますので、そこがハーモニックに調和をとって進んでいくのが、一つのこの観光及び経済の発展のためには必要ではないかなというふうに考えております。今年度につきましては、また組織の改編等も計画したいというふうに考えておりますので、その中で今、ご質問の趣旨等も反映させていきたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことですね、やはりそういう仕事を進めていく上での核になる組織をつくる、そして言葉は悪いですけど、何もかも一緒にということとはなかなかいかないと思えますので、やはりその中心になるですね、核になるところは何かといたら、やはり産業としての観光じゃないかなあと。その中からいろいろ派生してきた部分については、その関連のある部署に問いかけたり、いろんな知恵を出し合ってやっていくということで、やはり観光を中心に考えて、そして観光をどうやってよそへPRしていくかと、そしてPRして、したら町をどういうふうに、歴史のまちづくりを今からされますんで、どういうまちづくりにしたらいいのかと、いわゆるそういうことをですね、考えるその中心になる部署をですね、やっぱり観光産業課という形でですね、1つきちっとつくっていただきたいということで、これは要望としてお願いしときます。

以上でこの問題については終わります。どうもありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 小・中学校の読書教育についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、読書教育というのは非常に大切なものでございます。

本市では、新学習指導要領に基づき教育課程を編成する中で、特に国語科を中心に生涯にわ

たって読書に親しみ、読書を通して生活を豊かにする人間の育成を目指しています。そのため、各学校において児童・生徒の読書意欲を高め、日常生活でも読書活動を活発に行い、児童・生徒の読書力を向上させることを目指して取り組んでおります。

具体的には、各学校によって取り組みの内容は異なりますが、次のようなことを行っております。

1、授業時間における学校図書館の活用の促進。

2、授業時間外における全校一斉読書活動の推進。

3、テーマに沿った図書の紹介や読書を行うブックトークやブックラリーなどの読書イベントの実施。

4、保護者、地域住民による読み聞かせや読書相談などの学校図書館ボランティアの活用、外部読書推進団体からの専門家の招聘。

5、市民図書館との連携による図書の貸し出しや図書館司書の学校訪問の実施。

6、小学校へパソコンを利用した本の貸し出し返却等を行う図書管理システムの導入。

このようなことによりまして、児童・生徒の読書力の向上に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） いろいろですね、取り組みをされているようでございますが、文化庁においては、学校図書に対する特別予算を組んでですね、各学校へ配布していると思いますが、これ、本市には幾らぐらい来ているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後で調べてお答えさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そのようにですね、国のほうでも、子供たちの読書に対して、やはり力を入れていると。読書をすることで読解力がつく。これは、読解力がつくというのは、国語だけじゃないんですね。算数をするにしても理科をするにしても、その文章をですね、しっかりと読み解かないと問題が解けないというようなことでございますので、読書教育が非常に大事なものであると。先ほども渡邊議員のほうから司書さんの設置についてのご質問がございましたけども、やはり今、私も南小学校に時々行きますけども、大体あそこへ行ったときには図書室はかぎがかかっております。そして、入ったらいけませんと看板までかかっております。やはりそういう状態では子供たちはなかなか学校の図書館へ行って、そして本を自分で選んで読むというようなこともなかなかできないと思いますので、やはり司書さんを置いて、そしていつでも子供たちが自由に学校の図書館へ行って好きな本を読むというようなやっぱり環境づくりも非常に大事じゃないかなと思いますので、これは先ほどもいろいろ努力をされると

いうことでお答えがあっておりましたので、そこら辺はしっかり力を入れていただきたいなと。

そして、そういう読解力がついてくれば、自然と子供たちの学力向上にもつながってくるんですね。やはり問題をしっかり読み切れれば、答えもおのずと出てきますので、やはりそういうことで、しっかり読書教育に力を入れていただいて、本市の教育レベルのアップにつなげていただくと。福岡市のほうでお話聞きますと、小学校に入る前とかそういうふうなお子さんをお持ちの若いファミリーの方は、やはり人気のある小学校区へどうしても行かれるそうでございます。それですから、人気のある小学校は、800人とか900人とか生徒がおるそうでございます。やっぱり本市もそのような学校をたくさんつくっていただきたいと。これから5年後ぐらいからは、本市も若干人口減少期に入るということでもありますけども、やはりそういうことを魅力の一つにして、若いファミリーを本市に呼び込むと。ちょっと言葉は悪いですけど、そういう施策をですね、進めていただきたいと思います。そういうことで、これからも読書教育にはしっかりと取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

最後になりますが、本当に4年間ありがとうございました。また、私も大変厳しい試験が待っておりますけども、試験通りましたらまたいろいろ質問させていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時12分

~~~~~ ○ ~~~~~